

夜間中学設置に向けた調査研究報告書

平成30年3月

夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会

＜目次＞

1 はじめに	1
2 調査研究の取組	2
(1) 共同調査研究会の設置	
(2) 調査研究項目	
(3) 調査研究の方法	
3 調査研究の結果	4
4 今後の方向性	6
(1) 公立夜間中学設置の必要性	
(2) 基本的方向性	
(3) 入学要件等について	
(4) 教員配置等について	
(5) 教育課程、教材等について	
(6) 施設設備について	
(7) 卒業後の進路について	
(8) 自主夜間中学等との連携について	
(9) 設置場所等について	
(10) 協議会等の設置について	
5 おわりに	11
【参考資料】	12

1 はじめに

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者（以下「義務教育未修了者」という。）や本国において義務教育を修了していない外国籍の者等の就学機会の確保、不登校等により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という。）の受入れという役割が期待されるが、その設置は全国で8都府県25市区に留まっている。

文部科学省では、少なくとも各都道府県に一つは夜間中学が設置されている状態を目指し、現在設置されている夜間中学における教育の高度化に向けた実践を集約するとともに、夜間中学未設置道県における設置に向けた課題の整理を支援することにより、未設置の道県における夜間中学の設置促進を図るために、夜間中学設置の促進事業を推進している。

本県においては、中学校の不登校生徒数が全国でも高い水準となっており、不登校等によりほとんど学校に通えないまま、学校の教育的配慮により中学校を卒業している事例が多く、こうした生徒たちは、義務教育段階での学習内容に十分に触れることができず、結果として高等学校への進学や社会生活における自立に困難を抱えている状況がある。また、義務教育未修了者への学習機会の提供や、外国籍の者に対する日本語学習を中心とした義務教育段階の学習機会の提供など、幅広いニーズへの対応も必要であると考える。

これらのこと踏まえ、宮城県教育委員会（以下「県教委」という。）では昨年度に引き続き文部科学省からの事業委託を受け、仙台市教育委員会（以下「市教委」という。）と共同で調査研究会を設置し、夜間中学設置に向けた調査研究に総合的に取り組んできた。

本報告書は、平成28年度から2年間に及ぶ調査研究の成果をまとめたものである。

2 調査研究の取組

(1) 共同調査研究会の設置

平成28年度の共同調査研究会での審議結果から、本県においても学び直しや、日本語習得を中心とした学習機会に対する需要は少なくないものと考えられ、夜間中学の設置の必要性があるものとの結論を得るに至った。一方で、入学希望既卒者や外国籍の者など、多様な学習歴をもつ生徒に対して、同一の教育課程で学習活動に対応することは困難であり、多くの場合、個別指導での対応が必要となることや、こうした状況に対応するための教員配置の在り方や、施設設備の整備など、多くの検討すべき課題があることが判明した。

これらの課題を整理し、円滑な夜間中学の設置に向けた準備を進めていくため、平成29年度も県教委と市教委が外部有識者を交えた共同調査研究会を設置し、継続して調査研究に取り組むこととした。

また、具体的な調査研究を進めるに当たり、県教委・市教委の事務局職員のほか、中学校教頭、定時制高等学校教頭、国際化協会代表者等の外部委員を加えた専門部会を設置し、多様な需要に対応できる教育課程や教員配置などの調査研究に取り組んできた。

(2) 調査研究項目

調査研究の具体的な項目は、次のとおりである。

- イ 設置場所及び需要に関すること
- ロ 入学要件や受入れに関すること
- ハ 教職員の配置に関すること
- ニ 教育課程・指導上の工夫に関すること
- ホ 施設設備の充実に関すること
- ヘ その他夜間中学の新設に向けた準備・検討に資すること

(3) 調査研究の方法

調査研究には既設の夜間中学における教育内容や運営上の課題等の情報収集が必要であり、そのため共同調査研究会として次のとおり先進校視察や、夜間中学セミナーの開催、文部科学省主催の夜間中学設置に向けた各種会議に参加した。

- イ 先進校視察の実施
 - 広島市教育委員会・広島市立二葉中学校
- 平成29年11月21日（火）・22日（水）

- 奈良市教育委員会・奈良市立春日中学校
平成29年11月22日（水）
 - 世田谷区立三宿中学校
平成29年11月27日（月）
 - 京都市立洛友中学校
平成29年12月20日（水）
- 夜間中学セミナーの開催
平成29年12月16日（土） 13：30～16：30
日立システムズホール仙台（仙台市青年文化センター）
- ハ 各種会議等への参加
- 文部科学省主催 平成29年度夜間中学説明会
平成29年8月7日（月） 13：30～17：00
文部科学省
 - 全国夜間中学校研究大会・大阪大会・学校見学
平成29年12月1日（金）・2日（土）
 - 堺市産業振興センター
 - 大阪市立東生野中学校
 - 東大阪市立長栄中学校
 - 堺市立殿馬場中学校
 - 岸和田市立岸城中学校
 - 文部科学省主催 平成29年度夜間中学新設準備連絡協議会
平成30年1月22日（月） 13：30～16：30
文部科学省

3 調査研究の結果

先進校視察、夜間中学セミナー及び文部科学省主催の会議等の結果から、これまで設置されてきた夜間中学の状況について、次のようなことが分かった。

○ 入学要件等について

文部科学省が実施した『平成29年度夜間中学等に関する実態調査』(以下「『実態調査』」という。)によれば、夜間中学を設置している25市区のうち、夜間中学の入学要件として、「中学校を卒業していない者、または十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者」を要件としている市区が84.0%あり、在住・在勤に関しては、「設置されている都道府県内在住者のみ」及び「設置されている都道府県内在住者、または在勤者のみ」としている市区を合わせると64.0%となっている。

また、視察結果から、外国籍の者については、在留資格保有者、特別永住者、永住者及びその配偶者等を対象とし、短期滞在者、留学生は対象外としている自治体が多いことが分かった。

修業年限については、原則として3年に設定している学校が多いものの、在学年数については、生徒の学習状況や特別な事情等を考慮して、柔軟に対応している例が多い。

編入学については、本人の希望を踏まえ、教育委員会や当該校での面接や、簡単な検査などで本人の学習内容の習得状況等を確認し、該当する学年を決定している学校がほとんどであるが、卒業した中学校の指導要録や本人の持参する通知票などで出席状況を確認する場合もある。外国籍の者については、本国での義務教育レベルの学習状況を確認することとしている。

○ 教員配置について

教員については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」という。)に基づき、設置学級数等により配置人数が定められており、ほとんどの夜間中学では5~8名の本務教員で対応している。そのため、専門教科外の教科の授業を免許外申請により担当している例が多く見られる。

また、多様な経験や国籍が異なる生徒への支援のため、非常勤講師を自治体単独予算で配置しているほか、日本語指導員や通訳などを配置している学校がほとんどである。日本語指導員や通訳の中には、学習面での指導に加えて、生活上の相談対応に当たっている事例も見受けられる。

○ 教育課程、教材等について

教育課程については、保健体育、技術・家庭も含めてほぼ中学校の学習指導要領に則り編成しているが、各教科の授業時間数については、柔軟に対応している。ほとんどの夜間中学では、生徒の実態を踏まえた特別な教育課程を編成しており、『実態調査』では全国で74.2%に上ることがわかっている。

教材については、中学校の教科用図書を給付しているが、授業においては各教員が作成した自主教材を使用している。日本語が習得できていない生徒に対する指導では、市販の日本語学習テキストも活用した授業が行われている。

また、様々な学習歴をもつ学齢超過者、日本語能力がそれぞれ異なる外国籍の者など、多様な生徒に対応した学習を提供することが求められることから、多くの夜間中学では日本語指導の必要性に応じたグループ分けをすることに加え、習熟度別授業、異学年合同の指導、チーム・ティーチングなど、個に応じた丁寧な指導が行われている。

さらに、学び直しを求める高齢者や高校への進学を希望する生徒に対して、始業前の時間帯を活用して、特別な授業や補習を行うなどの配慮をしている学校も見られる。

○ 施設設備等について

多くの夜間中学は、昼間に授業が行われている校舎に併設され、教室、職員室については夜間中学専用として設置されているが、体育館などの体育施設、実験・実習室等は共用となっている。

○ 卒業後の進路への配慮について

主な卒業後の進路は、高等学校や専修学校への進学、就職など多様である。『実態調査』によれば、高等学校進学者が全体の45.1%，就職した者が17.4%となっており、夜間中学卒業後に新たな学びを求める者が多くなっている。

高等学校への進学を希望する者の多くは、定時制高等学校への進学を希望しているが、中には全日制高等学校を目指す者もいる。

○ 費用負担などの手続きについて

入学生徒の居住自治体との覚書により、年度末に費用が確定したところで人数割りして経費に関する協定書を締結している自治体もある。費用としては、需用費・市費講師賃金などの物件費のほか、通学費・特別活動費などの扶助費も計上している。

4 今後の方向性

これまでの先進校視察等により把握できた全国の夜間中学の現状等を踏まえ、本研究会では今後の夜間中学設置に向けた方向性について以下に示す。

(1) 公立夜間中学設置の必要性

平成22年国勢調査の結果、「未就学者」（学齢を超過した者の中で、義務教育を修了していない者）は、少なくとも全国で約12万8,000人いることが分かっており、そのうち本県では1,643人となっている。これには「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や、「中学校を中退した者」の数は含まれていないため、義務教育未修了者はこれよりも多いと考えられる。

平成27年度の全国の中学校の不登校生徒数は98,408人であり、本県中学校の不登校生徒は、2,269人であった。

日本語学習を中心とした義務教育段階の学習を必要としている外国籍の者については、児童生徒のみならず成人も多い。特に就労のために来日している人々からは、夜間中学で学ぶことにより業務内容の幅が広がることが期待されており、経済的・社会的自立を目指す外国籍の者の需要も少なからずあるものと考える。

仙台自主夜間中学においては、10歳代から80歳代までの幅広い年齢層から約40名が在籍している。その学習内容には小学校の学習内容も含まれており、義務教育未修了者だけでなく入学希望既卒者も含め、義務教育段階の学び直しに対する潜在的な需要は少なくないものと考えられる。

現在、宮城県では、公立単位制定時制高校4校において、科目履修という形で学習機会の提供を行っているが、幅広い年齢層から例年100名程度の受講生が、学校で開放している多くの科目を学んでいる。

文部科学省が平成29年3月に実施した「夜間中学のニーズ調査に係る調査研究」の結果報告では、本県において「居住している都道府県内に夜間中学があったほうがよいか」との質問に対し、WEB調査では59.5%が、ハガキ調査では79.4%があつたほうがよいと回答している。「夜間中学に通つてみたいと思うか」との質問に対しては、WEB調査では44.7%が、ハガキ調査では34.0%が「通つてみたい」と回答している。

以上のような状況を踏まえ、本県においても公立の夜間中学設置が必要であると考える。

(2) 基本的方向性

夜間中学での学びをとおして、自尊感情や自己有用感を高め、社会的自立を果たすことができるような学びの場としていくことが大切である。

そのためには、国籍や年齢が異なり、様々な経歴を持ちつつ学び直しなどのために入学を希望する者が、「自分たちの学びの場」、「自分たちの居場所」と感じることができ、安心・安全で、通学することが楽しくなるような学びの環境づくりを目指すことが重要である。

(3) 入学要件等について

受入れ対象としては、義務教育未修了者に加えて、入学希望既卒者、外国籍の者などが考えられる。

居住地域に関する条件としては、受入れ対象と考えられる者が県内全域に存在していることを想定し、広範囲からの希望者を受け入れることが大切である。

外国籍の者については、入国や居住状況を確認し、受入れを検討することが大切である。また、外国籍の者が日本語習得のみを希望する場合には、夜間中学が日本語だけではなく義務教育段階の学習内容全般について学ぶ場であることを丁寧に説明した上で、日本語教室等を勧めるなどの対応も必要である。

また、修業年限については学校教育法上は3年となるが、在学年限や編入学の要件については、学習歴や、学力、生徒の希望等を考慮し、可能な限り柔軟に対応することが望ましい。

なお、不登校となっている学齢生徒の受入れについては、他県の動向等も踏まえながら、今後さらに検討していく必要がある。

(4) 教員配置等について

本務教員は、義務標準法に基づき、学級数等に応じて配置されることになり、他自治体同様に少人数の教員によって授業を開拓することが予想され、各教員が専門外の教科を免許外申請により受け持つ可能性が高い。

また、学習歴が多様であること、国籍に違いがあること、日本語習得状況が異なること等から、異なった事情を持つ生徒に対応していくことも必要となるため、本務教員以外に、非常勤講師や、日本語を習得できていない外国籍の生徒のための日本語指導員、通訳等の職員を配置することも検討する必要がある。特に日本語指導員、通訳等の職員には、学習面だけでなく、日本の生活面でのサポートを行うことも期待される。

夜間中学は、様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられなか

った者に対して、学習の機会を提供する場でもあることから、多様な経験を持つ生徒へのケアのため、個々の生徒に寄り添い、生徒のために親身になって対応することが教員には求められるが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを配置するなどして、組織的に生徒を支援する体制を構築していくことも必要である。

さらに、夜間中学の校長、副校長又は教頭等の管理職は、夜間中学が社会の中で果たすべき役割を十分に理解し、様々な経験を持つ生徒が安心して楽しく学ぶことができるよう、教員等に適切な指導助言を行い、信念と自覚を持って学校経営に当たることが必要である。

(5) 教育課程、教材等について

多様な経験を持つ生徒に対しては、個々の生徒の学習状況に応じた学習を支援するための、特別の教育課程の編成と個別の指導体制が必要となる。全国の夜間中学に通学する生徒の約8割が外国籍の生徒である実態を踏まえれば、本県においても多くの外国籍の生徒が入学することが予想される。そのため、入学希望既卒者等の学び直しのための、学習指導要領に基づいた教育課程による学習に加え、外国籍の生徒に対する日本語の習得状況に応じた習熟度別の授業を行うことも必要である。各教科の授業においては、ＩＣＴを積極的に活用し、生徒の理解を促進するなどの工夫も必要である。

また、中学校の教科書に加えて、希望により小学校の教科書も無償配付されるが、より個に応じた指導を展開するためには、教科書以外に生徒の学習状況に応じた自主教材の活用も必要となる。その際、学び直しを中心とした学習を進めるためには、生徒の実態に応じて、小学校段階の学習内容を含んだ教材を作成することも必要となる。自主教材作成に当たっては、指導に当たる教員等の負担を軽減する観点から、全国の公立夜間中学とのネットワークを構築し、情報を共有化するなど、効率的な教材作成が望まれる。

さらに、日本語の習得が進んでいない外国籍の生徒を対象とした指導においては、生徒の日本語の習得状況に合わせて、外国籍の者向けの日本語学習テキストを効果的に活用することも必要である。

なお、始業前や長期休業期間などを活用して、高等学校進学へ向けた学力補充のための補習指導や、高齢者又は遠隔地から通学する生徒への配慮として、正規の課業前に昼間の時間の授業を設定するなど、ニーズに応じて柔軟に対応していくことも大切である。

(6) 施設設備について

夜間中学の設置方法としては、既存の中学校の空き教室などを活用して設

置するほか、校舎の新設や閉校となった校舎の活用が考えられる。本県において設置する場合の具体的な方法については、今後さらに検討が必要であるが、夜間中学を既存の中学校の校舎内に併設する場合であっても、職員室及び教室は夜間中学専用として設置することが望ましい。教室については、習熟度別授業や少人数指導、特別の配慮を要する者に対応できるよう、通常の教室を少人数用に細分化するなどの配慮が必要である。

さらに、義務教育未修了者や学び直しを希望する高齢者の方などへの配慮として、校舎内のバリアフリー化を進めることも検討する必要がある。

なお、夜間中学へ通学する生徒の中には、昼間の勤務を終えた後に通学してくる生徒も想定されることから、補食給食等の提供についても考慮する必要がある。

(7) 卒業後の進路について

卒業後の進路への配慮として、将来の自己実現に向けたキャリア教育の充実や、就職、進学など多様な進路希望に対応した進路相談体制の充実など、夜間中学卒業後の進路について支援する体制づくりも大切である。

卒業後に高等学校への進学を希望する場合、全国的な動向として定時制課程への進学者が多く見られるが、全日制課程への進学を希望する生徒が増加している傾向も見られることから、高等学校への進学に向けた学力を保障するため、個別指導や課業外の補習を行うことについても配慮する必要がある。

なお、高等学校へ進学を希望する生徒に対する学習評価の在り方については、さらに詳細な検討が必要である。

(8) 自主夜間中学等との連携について

公立夜間中学は、年齢、国籍など多様な経験を持つ生徒が通学しており、他県においては、夜間中学の生徒同士の交流行事等が多く設定されている。周辺に公立夜間中学がない本県においては、自主夜間中学に通学する生徒との交流活動を積極的に推進していくことが必要である。

多くの異年齢集団や多様な国籍を持つ生徒同士が交流し触れ合う機会を多く設定することで、夜間中学に通学する生徒の一体感が醸成され、生徒それぞれが刺激し合い、人間的な成長を促すことにつながる可能性もある。また、多文化共生の観点から、様々な文化や価値観を尊重する態度を身に付けることも可能である。以上のことから、様々な学校行事や交流行事を可能な限り多く設定することが大切である。

さらに、外国籍の生徒に対しては、授業以外の多くの活動を体験することにより、日本の生活習慣、ルール、マナーについて学ぶ機会を確保し、日本

の社会に円滑に適応する力や社会的に自立していく力を身に付けさせることができる。

なお、県内の公立定時制高等学校では、中学校において不登校であった生徒等を対象に学び直しのための個別指導や少人数授業を展開するなど、様々な学習歴をもつ生徒に対して工夫を凝らした学習支援を行っており、その結果、ほとんど欠席することなく卒業している事例も多く見られる。このことを踏まえ、夜間中学設置に当たっては、公立定時制高等学校の多くの取組等も参考にするとともに、生徒同士の交流の機会を設けることも検討していく必要がある。

(9) 設置場所等について

本県での夜間中学の設置場所については、多くの需要が見込まれること、広域からの生徒が通学しやすいこと等の理由から、仙台市内が適切であると考える。具体的な設置場所については、公立定時制高等学校や仙台自主夜間中学との連携にも配慮しながら、今後さらに検討していく必要がある。

また、仙台市内への通学が困難な地域における需要への対応としては、実質的な学習の機会を確保する観点から、公立単位制定時制高等学校において行われている科目履修の活用を進めることも一つの選択肢である。公立定時制高等学校において、学校設定科目として中学校の学習内容の学び直しの科目や、日本語習得を中心とした科目を設定するなど、中学校の学習内容を実質的に学ぶ機会を保障し、夜間中学へ通学することが困難な者への需要に応えることができると考えられるが、夜間中学卒業認定との関係、受講料・教科書費用等の経済的負担などの条件整備についてはさらに検討が必要である。

(10) 協議会等の設置について

本県に設置する夜間中学の通学区域等の検討を進めるとともに、夜間中学の設置・運営に関する関係自治体間の経費負担についての協議や、周知広報・相談窓口の設置を促進するため、教育機会確保法第15条に基づく協議会等を設置することが望ましい。

設置される協議会等の委員としては、関係自治体職員のほか、自主夜間中学や国際化協会の代表者なども加え、様々な観点からの意見を集約することが必要である。

5 おわりに

今回、県教委と市教委が共同調査研究会を設置して、他都府県への視察等をおして得ることができた夜間中学の現状を踏まえながら、本報告書を作成した。この間、両教育委員会においては、夜間中学設置の必要性についてこれまで以上に情報を共有するとともに、認識を深めることができたと考える。

本研究会としては、本報告書の内容を踏まえ、今後、両教育委員会がさらに連携を深めながら、県内の他の市町村教育委員会と協働して、県内に存在する義務教育段階の学びを必要とする方々の学びの場を早期に確保していくことを期待する。

【参考資料】

1	共同調査研究会設置要綱	1 3
2	共同調査研究会委員名簿	1 5
3	共同調査研究会調査研究の経過	1 6
4	視察報告の概要	1 8
5	夜間中学セミナー報告書	2 5
6	文部科学省主催会議参加報告書	5 1

1 共同調査研究会設置要綱

夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会設置要綱

(設置)

第1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨を踏まえ、多様な理由で義務教育未修了のまま学齢を超過した人々への学習機会の提供や、外国籍の人々に対する日本語学習を中心とした義務教育段階の学習機会の提供など、幅広いニーズへ対応した教育の機会を確保するため、仙台市教育委員会と共同して夜間その他特別な時間において授業を行う学校等の設置に関する課題や対策について調査・研究をすることを目的として、「夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会（以下「研究会」という。）」を設置する。

(調査研究事項)

第2 研究会は、夜間中学に関する次の各号について調査・研究をする。

- (1) 設置の需要に関する事項
- (2) 入学要件や受入れに関する事項
- (3) 教員の配置や研修、教材その他学校運営に関する事項
- (4) その他夜間中学の設置促進に資する事項

(組織)

第3 研究会は、別表に掲げる委員で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 研究会に委員長を置き、宮城県教育庁教育次長をもって充てる。
2 委員長は、研究会の事務を統括し、研究会を代表する。
3 研究会に副委員長を置き、仙台市教育局次長をもって充てる。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 研究会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
3 会議は、原則として公開する。ただし、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第19条各号に該当する場合は非公開とすることができる。

(専門部会)

- 第6 研究会に、専門の事項を調査研究させるため専門部会を置く。
- 2 専門部会は、専門部委員10名以内で組織し、委員長の指名する委員をもって充てる。
 - 3 専門部会に、専門部会長1名を置く。
 - 4 専門部会長は、専門部委員の互選によりこれを定める。
 - 5 専門部会長は、委員長の指示により必要に応じて専門部会を招集し、議長となる。

(事務局)

- 第7 研究会の庶務は、宮城県教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

- 第8 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、宮城県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月31日から施行する。
- 2 この要綱は、当該委託事業の終了する日をもってその効力を失う。

2 共同調査研究会委員名簿

別表（第3条関係）

役 職	氏 名	所属等	備 考
委 員 長	清元 けい子	宮城県教育委員会 教育次長	
副委員長	佐藤 正幸	仙台市教育委員会 次長	
委 員	岡 邦広 猪股 亮文 佐藤 義行 佐々木 真 奥山 勉	宮城県教育委員会 参事兼高校教育課長 仙台市教育委員会 教育指導課長 仙台市教育委員会 高校教育課長 宮城県教育委員会 教育企画室長 宮城県教育委員会 義務教育課長	
	中澤 八榮 白幡 勝美 木村 民男 熊本 清孝 馬場 潤一	仙台自主夜間中学 代表 前 気仙沼市教育委員会 教育長 石巻専修大学 人間学部 教授 仙台市立通町小学校長 日本語指導者、元高等学校長	学識経験者 学識経験者 学識経験者 学識経験者 学識経験者

専門部会委員名簿

役 職	氏 名	所属等	備 考
専門部会委員	蓑輪 丈広 鈴木 和幸 須藤 伸子 江口 怜 田中 充 齋藤 敦子 寺戸 太一 和田山 秀博 櫻井 知大 遠藤 薫 遠藤 秀樹	仙台市立宮城野中学校 教頭 宮城県貞山高等学校 教頭 仙台観光国際協会 国際化推進課長 東北大学高度教養教育・学生支援機構 特任助教 仙台市教育委員会 高校教育課担当 仙台市教育委員会 教育指導課担当 宮城県教育委員会 総務課担当 宮城県教育委員会 義務教育課担当 宮城県教育委員会 高校教育課担当 宮城県教育委員会 高校教育課担当 宮城県教育委員会 高校教育課担当	

3 共同調査研究会調査研究の経過

◇ 第1回専門部会

- 日時 平成29年8月31日（木） 午後2時から午後4時まで
- 場所 県本町分庁舎5階 501会議室
- 主な内容
 - ・平成28年度の共同調査研究会における研究成果と課題についての確認
 - ・平成29年度の共同調査研究会について、調査研究項目、方法及び内容についての検討

◇ 第2回専門部会

- 日時 平成29年9月28日（木） 午前10時から正午まで
- 場所 県庁10階 1001会議室
- 主な内容
 - ・第1回共同調査研究会への提案事項の審議

◇ 第1回共同調査研究会

- 日時 平成29年10月26日（木） 午前10時から正午まで
- 場所 県庁11階 第二会議室
- 主な内容
 - ・平成29年度の調査研究内容について、ニーズ把握の在り方、施設設備の考え方、受入要件、周知広報の方法などについて、審議した。
 - ・需要については、どのような夜間中学を作ろうとしているのかイメージを提示した上で、需要を調査すること、施設については単なる間借りではなく「場の設定」、学ぶ雰囲気づくりへの配慮が必要であること、修業年限はできるだけ緩やかにするべきことなどについて提案された。
 - ・これらの意見をもとに、他都府県の先進校視察やセミナーをとおして、調査研究を進めることを確認した。

◇ 夜間中学セミナー（兼第2回共同調査研究会・第3回専門部会）

- 日時 平成29年12月16日（土）午後1時30分から午後4時30分まで
- 場所 日立システムズホール仙台（仙台市青年文化センター）
- 主な内容
 - ・基調講演 「夜間中学から学ぶ」
 - ・パネルディスカッション 「夜間中学の学びとは」

◇ 第4回専門部会

- 日時 平成30年1月15日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 場所 県本町分庁舎6階 602会議室
- 主な内容
 - ・先進校視察結果、夜間中セミナーの報告
 - ・県内に設置する夜間中学の具体像についての検討
 - ・共同調査研究会報告書のまとめに向けての確認

◇ 第3回共同調査研究会

- 日時 平成30年1月24日（水） 午前10時から正午まで
- 場所 県庁9階 第一会議室
- 主な内容
 - ・先進校視察や夜間中セミナーで把握できことを踏まえ、設置すべき夜間中学の具体的なイメージについて審議した。
 - ・入学要件、在学期間などについては可能な限り柔軟に対応すべきこと、施設面では多様な生徒の受け入れに対応できるようバリアフリー化も含めて様々な配慮をすべきこと、自主夜間中学や定時制高校との交流なども検討すべきことが審議した。
 - ・これらの意見を踏まえ、調査研究報告書のとりまとめの方向性が確認した。

◇ 第5回専門部会

- 日時 平成30年2月9日（金） 午前10時から正午まで
- 場所 県庁10階 1002会議室
- 主な内容
 - ・共同調査研究報告書の内容検討

◇ 第4回共同調査研究会

- 日時 平成30年2月19日（月） 午前10時から正午まで
- 場所 県庁11階 第二会議室
- 主な内容
 - ・共同調査研究報告書の内容について審議した。
 - ・審議の中で提示された意見等を踏まえ、今後事務局で最終調整を行い、年度内に取りまとめることを確認した。

4 観察報告の概要

(1) 広島市立二葉中学校・広島市教育委員会

イ 期日 平成29年11月21日（火）・22日（水）

ロ 内容

- 広島市では、昭和28年5月に夜間学級を開設。平成7年度から中国帰国入国者とその家族を多数受け入れるようになり、近年はネパール人が多く入学している。
- 入学の条件は、広島市に住んでいる者で、市外の者は受け入れない。広島市内に夜間学級が2校設置されているが、通学区域はなく、勤務地の関係等で通学しやすい方を選択している。
- 生徒の実態に応じた教育課程を編成し、授業は学年を超えて実施している。
- 日本語の学習ではなく、中学校として設定すべき教育課程を全て学習することを目的として、多くの教科の学習を行っているが、体育や音楽は年齢にも配慮して無理のない範囲で行っている。
- 日本語の習得状況に応じて、日本語基礎、日本語発展、教科基礎、教科発展に分けて授業を行っている。高校入学を目指す生徒のために、始業前に5教科の補習を行っている。また、技術家庭、音楽は合同で行っている。
- 2校時と3校時の間の休憩時間に、補食給食（パン・牛乳）を提供している。
- 専任の教員のほか、非常勤講師、日本語指導員が配置されている。通訳は配置していない。教員は外国語が分からないときもあるが、身振り手振りを用いて、会話をしている。
- 編入学は、学事課及び学校での面談、簡単な学力を測るテストを実施し、本人の意向も踏まえて認めている。
- 卒業は、本人の意思や出席状況等を考えて決定しているが、柔軟に対応している。
- 日本語を学びたいだけの人には、公民館での日本語教室を勧めている。中学校としてのすべての教育課程を学ぶことを理解してもらうようにしている。

(2) 奈良市教育委員会・奈良市立春日中学校

イ 期日 平成29年11月22日（水）

ロ 内容

- 外国人は在留資格保有者、特別永住者、永住者及びその配偶者を対象とし、短期滞在者、留学生は対象外としている。日本語の習得のみを希望する者に対しては、日本語教室を勧めている。日本人は、中学校の既卒者であれば誰でも受け入れている。実質的な未修了者はヒアリングの上で、受け入れている。
- 他市町村からの入学については、教育長名での副申書を提出してもらっている。
- 編入学については、学校が希望者の学力を測った上で、校長が判断する。筆記

試験は行わず、簡単に面談して判断している。

- 在学年限は、原則として3年間としているが、事情があれば、本人の学習状況、出席状況等を考慮して延長する場合もある。
- 講師は、市費で2名配置しており、1名は中国人講師、もう1名は日本語指導の講師で、いずれも常勤である。生徒の8割が中国人であり、生活上の相談も含めてサポートのため配置している。昼の部の授業も行っているため、教員数をいかに増やすかが大きな課題である。昼の部の授業を行っていると教材準備の時間がなかなか取れない。
- 教育課程は、生徒の実態に応じて対応している。教材は他市のもの、市販の日本語学習教材「みんなの日本語」、自主教材などを用いている。
- 授業において、すべての教科を網羅することは難しい。生活のために日本語の習得が必要な生徒への対応、高校進学を考えている生徒への対応など、きめ細かな対応が求められる。昼の部4クラス、夜の部3クラスで授業を行っている。クラスは識字クラス、中級クラス、新渡日クラスに分かれている。教材は、自主教材が多く使われている。
- 校舎は夜間学級は別棟となっているが、体育館、特別教室は共用である。体育館の使用は昼間の生徒優先とし、学校開放していない水曜日、しかも部活動が終了した19：00以降に体育を設定して対応している。
- I C Tについては、パソコン10台を配置している。I C Tを活用した授業を行う教員もいるが、e-ラーニングはまだ対応できていない。
- 他市町村から受け入れる場合の費用負担については、入学段階で覚書を取り交わし、年度末に費用が確定したところで、通学している生徒の人数に応じて経費に関する協定書を締結する。費用としては、需用費・講師賃金等の物件費のほか、通学費・特別活動費などの扶助費も計上している。
- 様々な生徒にどう対応するか、福祉や医療面との連携も考えていく必要がある。学期ごとに夜間中学の連絡協議会を実施し、課題について県教委も交えて意見交換を行っている。

(3) 世田谷区立三宿中学校

イ 期日 平成29年11月27日（月）

ロ 内容

- 在籍者数は、都内では最も多い生徒数となっている。出入りが激しく、年間数十人の入退学がある。生徒の年齢層は、10代、20代の若年層が多い。
- 国籍別では、ネパール人が約半数を占めている。近年ネパール人が急増している。1つの国の生徒が半数程度を占めるようになると、母語で会話するようになり、日本語を覚えようとしなくなるという弊害もみられる。

- 若年層が増えることで生徒の問題行動も目立つようになってきた。近所からの苦情も多くなっている。
- 都内 23 区では、就学支援金を支給している。移動教室、修学旅行、給食費、教材費などについても、他県から通学しているものも含めて全員支給している。他自治体への費用負担は求めていない。
- 日本人の在籍生徒は 9 名。うち 3 名は 70 歳以上の高齢の方が学び直しのために通学している。残り 6 名は、無戸籍者や不登校により中学校にほとんど通うことができなかつた生徒である。
- 入学資格としては、学齢を越えた、都内に在住、在勤の者としている。編入学は、本人の何学年に入りたいかという希望を優先しながら、簡単なペーパーテストを実施して学力を測り、編入する学年を決めている。多くの生徒は、2 年生からの編入している。
- 日本人については、希望者を対象に、区教委の学務課で面接し、さらに各学校での面接を経て、入学を認めている。その際に卒業した中学校の学習指導要録や本人の持参する通知票などで出席状況を確認している。
- 外国籍の者については、外国の義務教育を修了していない者を対象としているが、修了しているか否かの判断が難しい。
- 卒業は、出席日数を考慮して認めている。
- 日本語の習得状況に応じて、通常学級と日本語学級に分けて授業を行っている。都内の夜間中学 8 校のうち、八王子中、糀谷中、荒川第九中以外の中学校では日本語学級を設置している。新しく来日した外国人は、1 年間日本語学級で日本語習得に向けた学習を行い、2 年生から通常学級へ進級している。
- 授業では、ほとんどの場合教員が作成した自主教材が使用されている。日本語学級では、日本語学習テキスト『大地』を用いて授業をしている。授業は、通常学級、日本語学級ともに学年に拘わらず習熟度別に実施している。1 クラス約 10 名で展開している。
- 正規の授業前に、午後 3 時から始業前補習を行っている。非常勤講師を配置し、ほぼマンツーマンで高校受験を目指す生徒などへの指導に当たっている。カリキュラムは、通常学級では、体育、技術家庭も含めてほぼ学習指導要領に則り編成しているが、各教科の時間数は柔軟に対応している。
- 卒業後の進路は、高校への進学を希望する者も多い。そのほとんどが定時制高校だが、中には全日制高校を目指す者もある。
- 教員は、専門教科以外での指導も多く、免許外申請で対応している。日本語学級では、実技以外はすべて日本語で実施している。
- 給食は、自校給食で行っている。夜間中学専任の栄養士が配置されている。夜間中学の生徒向けの食堂を設置し、1 時間目と 2 時間目の間に食堂に生徒と教員が集

まってともに給食を摂っている。米飯を中心としているが、外国人はアレルギーについての知識がないため、心配な面もある。宗教的な理由で豚肉や牛肉を食べない生徒もいるため、献立には気を遣い、鶏肉を中心とした給食を準備している。

○ 施設については、職員室、教室は昼間部と同じ校舎の中にあるが、別に設けられている。教室は、普通教室を2分割して少人数授業に対応できるようになっている。体育や実習施設は共用だが、そもそも使用する時間が異なるため、問題となることはない。照明施設はあるがグランドで体育を行うことは、ほとんどない。階段、トイレも共用であるため、昼間部の生徒と入り混じることが当たり前のようにあるが、トラブルはない。生徒昇降口は、夜間中学専用の出入口を設置している。

(4) 全国夜間中学校研究大会・大阪大会

イ 期日 平成29年12月1日(金)・2日(土)

ロ 内容

○ 全体会

- ・開会の辞 第63回全国夜間中学校研究大会 木村信昭 氏(大阪・殿馬場中)
- ・会長挨拶 全国夜間中学校研究会会長 牧野栄一 氏(東京・三宿中)
- ・来賓祝辞 文部科学省大臣官房審議官初等中等教育局担当 下間康行 氏
大阪府教育庁市町村教育室小中学校課学事グループ首席指導主事
堺市教育委員会学校教育部長 外山義正 氏
- ・全国夜間中学研究会についての計画及び報告等
- ・主題提起 第63回全国夜間中学校研究大会事務局長 寺内慎一 氏

○ 教科別分科会 日本語(入門)

- ・李慶子「近畿の夜間中学校の日本語指導について」
- ・都野篤「東京の日本語教育の実践報告」

夜間中学および日本語教室には地域によって大きな違いがある。日本語教室を設けていない学校もあり、それぞれの学校が生徒の母語や習熟度に応じた展開をしている。一斉授業は困難であるため、学校行事と連動させるなどして集団としての活動や教育効果をあげるための工夫がなされている。

○ 領域別分科会 教育内容・授業について

岸和田市立岸城中学校の発表 数学・算数のカリキュラム編成について

- ・毎年改訂することを前提として作成したが4年間見直しがなかった。
- ・若年の新渡日生徒の増大など生徒層の変化に対応するためのカリキュラムを見直した。
- ・年配者は新しいことを理解するのが難しい傾向があり、その時間に理解したとしても、次の時間には忘れていることもある。そのため復習に時間をかけて、同じを繰り返す必要がある。

- ・新渡日の生徒は、日本語の修得が不十分であるため数学を学ぶところまで行き着かない生徒が少なくない。
- 足立区立第四中学校の発表 教育課程等について
- ・当初は、韓国、台湾からの引揚者の対応から中学校夜間学級が始まった。
 - ・1970年代日中国交正常化から中国から引揚者に対応するようになった。
 - ・近年は新渡日に対応する必要性が増えてきている。
 - ・新渡日の生徒数が激変するため、学校の形が急激に変わってしまう可能性も少なうないだろう。
 - ・日本語学級での指導は週20／20時間や15／20時間を配当。
 - ・日本語学級在籍年限は原則1年。ただし本人でなく学校が必要と認めれば教育委員会に延長申請可能。3年まで延長したケースはない。
 - ・通常教科との接続に問題を抱える。
 - ・在籍生徒の多国籍化及び国籍の割合の劇的な変化により今後のどのような対応が必要か予測困難である。
 - ・多様な母国語を背景とする生徒に個別に対応するには、語学や個別指導の専門性が必要とされる。
 - ・日本語教育の免許制度が存在しない。教員は私的に外国語教室などで指導方法等を学び対応している。
 - ・足立区立第四中学校は20年以上前から独自教材を作成している。
 - ・始業前をはじめとする時間外の指導や夜間の通常授業に加えた個別指導を実施している。また個別教材を使用している。
 - ・高校進学については、定時制夜間部への進学でなく、昼間部への進学を考える生徒が増加している。
 - ・社会変動に連動する学習者のニーズが大きく変わっていく可能性がある。
 - ・教育課程や教材の内容をどう改善したらよいか見通しが立てにくい。
- 体験発表
- ・近畿地区夜間中学校生徒会連合会による発表
 - ・近畿の夜間中学校の生徒会による活動報告

(5) 全国夜間中学校研究大会・学校見学

- 大阪市立東生野中学校
- ・入学要件は、大阪府在住の学齢超過者であれば国籍は問わない。
 - ・教材等については、中学校の全教科の内容を扱っている。教科書は無償給与され、中学校では教科書の他に自作の教材も使用して授業を行っている。
 - ・高齢者が多いことから、学習ボランティアの協力や、地域包括支援センターとも連携し、サポート体制をとっている。

- ・学年にとらわれず学習者の力に応じて習熟度別の学級編成をとっており、クラスは初級、中級、発展の3つのレベルを軸に、現在は5学級で展開。
- ・年齢や国籍、生活歴の異なる生徒が共によりよく学べるよう、学校行事や交流活動を充実させている。

○ 東大阪市立長栄中学校

- ・独自教材を作成して使用し、主に日本語学習中心の授業が行われている。
- ・教員の加配があるが、コマ数が少ないので他校と兼務の形などで対応。授業形態によってチームティーチングの数を柔軟に変更しながら運用。
- ・9教科を実施するが、主要5教科を5領域（表現・歴史・現代社会・民族と文化・生活）に分類して実施。コミュニケーションを重視する授業となっている。
- ・同市内の夜間中学校である布施中学校と連携をとて様々な活動を行っている。
- ・交流会では、言語毎のグループに分かれ、（例えば、歌の1番を韓国語グループ、2番をベトナムグループ、3番をネパールグループのように）歌の披露があった。
- ・授業でだけでなく、さまざまな機会に職員が一体となって取り組む指導体制が見られた。

○ 堺市立殿馬場中学校

- ・在籍数は公立夜間中学のなかで最も多い。
- ・国社数理英はコース制としており、音楽や美術等は所属教室を決定。
- ・通常の中学校と同じく全ての教育課程を編成しているが、学年・学級の枠を外して、学習コース（教室）を編成、生徒一人一人に学力と生きる力を付けるように配慮している。

○ 岸和田市立岸城中学校

- ・進級や卒業は、就学状況、学力、修業年限等から総合的に判断し決定している。
- ・教育課程については5年ぶりに数学についての見直しを行った。

(6) 京都市立洛友中学校

イ 期日 平成29年12月20日（水） 16：00～18：30

ロ 内容

○ 入学要件及び受け入れのための仕組みと方法について

- ・昼間部・夜間部とも、受け入れ対象は京都市に在住の者のみ。他の自治体からの受け入れは行わない。昼間部は不登校特例校に指定され、10年経過した。
- ・京都市内のもう1つの不登校特例校洛風中学校は、朝からの授業、洛友中学校は午後からの授業。そして夜間部がある。相互補完的関係になっている。
- ・昼間部への転校は、現籍校で可能な限りの支援を行うことを第一とし、どうしても難しいと判断されて初めて認められる。旧籍校に戻ることはできない。
- ・夜間部では、確認テストを行い、力があれば3年生へ編入させ、1年で卒業する

場合もある。ただし、実際は、外国籍の生徒や過去に不登校で学力が身に付いていない生徒が入学してくるため、ほとんどは1年生からスタートする。

- ・昼間部・夜間部とも、他の府内の自治体との連携は行っていない。京都府との連携はない。

○ 教科及び教材等について

- ・独自教材を使用している。
- ・日本語指導の学級を設置している。学校としての指導者対象研修等は行っていない。

○ 教育課程について

- ・昼間部は、1校時が13時40分から始まり、6校時が18時40分に終了する。
- ・夜間部では、1校時が17時00分から始まり、4校時まで学習する。下校時刻は20時35分となる。
- ・昼間部の5・6校時と夜間部の1・2校時は一緒に学習している。
- ・不登校特例校は文部科学省の指定を受けてしまえば、その後は文科省へカリキュラムや実施時間数の報告は必要ない。京都市教育委員会が認めれば良い。不登校特例校の昼間部は年間770時間で卒業を認めるカリキュラムとなっている。
- ・夜間部は、学齢経過者ののみの受け入れており、学齢者はいない。日本語が上手ではない生徒向けに、日本語の授業がある。
- ・夜間部では、何学年に在籍しているかはほとんど関係ない。4クラス展開しており、1組では日本語が不得意な人が学び、4組では最も難しい授業内容を学ぶ。1年間はそのクラスに在籍する。年度替わりに在籍クラスが変わる。独自教材を使用し、夜間部用の教科書は現在のところ申請していない。
- ・学校行事は昼間部と夜間部との共同行事を多く実施している。特に、校外活動等を多く設定している。昼間部と夜間部の共同活動は教育効果が高いと判断している。特に不登校傾向の生徒が夜間中学で学ぶ大人と交流することに社会性を育む効果があると認識している。

5 夜間中学セミナー報告書

平成29年度夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会

夜間中学セミナー 実施要項

1 目的 夜間中学設置に向けた国の動向や夜間中学の教育内容について周知・広報し、夜間中学に関する理解を深め設置に向けて気運を高めることを目的とする。

2 日時 平成29年12月16日（土） 午後1時30分から午後4時30分まで

3 会場 日立システムズホール仙台（仙台市青年文化センター）交流ホール
仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5

4 主催 宮城県教育委員会 仙台市教育委員会

5 講師

大類 由紀子（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室室長補佐）

黒川 優子（前東大阪市立布施中学校教諭）

須田 登美雄（足立区立第四中学校教諭）

工藤 慶一（北海道に夜間中学をつくる会の共同代表）

中澤 八榮（仙台自主夜間中学代表）

江口 怜（東北大学高度教養教育・学生支援機構特任助教）

6 内容

開会挨拶 宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

趣旨説明 宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会調査研究会

第1部

◎ 基調講演

講師 大類 由紀子（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室室長補佐）

第2部

◎ パネルディスカッション

テーマ「夜間中学の学びとは」

パネラー

大類 由紀子（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度
改革室室長補佐）

黒川 優子（前東大阪市立布施中学校教諭）

須田 登美雄（足立区立第四中学校教諭）

工藤 慶一（北海道に夜間中学をつくる会の共同代表）

中澤 八榮（仙台自主夜間中学代表）

コーディネーター

江口 恵（東北大学高度教養教育・学生支援機構特任助教）

閉会挨拶 仙台市教育委員会教育長 大越裕光

7 定員 約150名（入場無料）

8 申込方法 電話、ファクシミリ、メールで受け付ける。

席にゆとりがある場合、当日受付も可とする。

9 その他 会場駐車場の収容台数は非常に少ないので、来場にはバス・地下鉄等の公共交通機関の利用を促す。

10 申込先・問合せ先

宮城県教育庁高校教育課教育指導班

電話 022-211-3624

FAX 022-211-3696

メール ko-kyou@pref.miyagi.lg.jp

開会挨拶（要旨）

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

夜間中学セミナーの開催にあたり、主催者を代表し一言御挨拶申し上げさせていただきたい。

本日は、お忙しい中、また休日にもかかわらず県内外各地から多くの皆様にお集まりいただいたこと、そして、御多用の中、講師をお引き受けいただきました皆様に、心より感謝申し上げる。

夜間中学は、現在、全国において8都府県に31校しか設置されていないが、昨年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立したことを受け、文部科学省では、すべての都道府県に少なくとも一つは設置するという方針を掲げ、夜間中学についての周知広報を行うとともに、設置促進に向けた様々な施策が推進されているところである。

本県においては、文部科学省からの委託を受け、昨年度から有識者を交えた調査研究会を設置して議論を深めており、これまでの研究会での検討においては仙台市内に夜間中学を設置するべきであるとの方向性が示されたところである。

本日のセミナーが、参加された皆様お一人お一人にとって、有意義な時間となりますことを御期待申し上げ、また、本日を機に本県におきましても、夜間中学設置に向けた機運が大いに高まることを願い、開会にあたっての挨拶とさせていただく。



趣旨説明（要旨）

宮城県教育庁高校教育課課長補佐 遠藤 秀樹

宮城県教育委員会と仙台市教育委員会では、平成28年度から文部科学省からの委託を受けて、共同で調査研究会を設置し、外部の有識者の方々に御意見をいただきながら、夜間中学の設置に関する検討を進めているところである。

研究会ではここまで、夜間中学の設置が必要であり、設置場所については、仙台市内へ設置することが適切であるとの結論を得ている。

その一方で、設置に向けては、さまざまな課題があることも分かってきている。

まず、仙台まで通学することが困難な方々への学習機会の提供についてである。これについては、現在、単位制の公立定時制高校で行われている科目履修を活用する方向で検討を進めているところである。

また、夜間中学への入学要件については、他の自治体から受け入れた場合の他自治体との費用負担割合について、検討していかなければならない課題の一つであると考えられる。

これまでの視察の結果、地域や設置自治体により、生徒の年齢層や国籍、カリキュラムなどに大きな違いが存在することも分かっている。

研究会においては、現在設置されている夜間中学のいいところをとり、宮城県独自の学校づくりをすすめてはどうかとの御意見も出されている。

本県に設置する場合の具体的な内容についてはさらに検討し、今年度中には研究会としての方向性を取りまとめたいと考えている。

さらに、設置を具体化していくためには、本県において夜間中学に対する具体的なニーズがどの程度あるのかを探ることが必要となる。潜在的な需要を掘り起こしていくためには、夜間中学の存在を多くの方々に知っていただくことがまずは重要であり、夜間中学に関する周知・広報を進めることが第一に必要であると考えている。このため、本日のセミナーを開催させていただくこととした。

第1部 基調講演 『「夜間中学」に学ぶ』(要旨)

講師 大類 由紀子 氏

(文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度
改革室室長補佐)

I はじめに

夜間中学セミナーは、各地で開催されていると思うが、市民の方を交えたセミナーは少ない。夜間中学の意義を市民の方と行政の方、自主夜間中学の方々、多様な方と共有して、夜間中学の必要性を共有するということがまず大きな一歩と思っている。宮城県も仙台市もそこを良く理解して下さっており、今回広く市民、県民に呼び掛けた夜間中学セミナーが開催されること、本当に心強く、敬意を表するところである。



○ 『「夜間中学」から学ぶ』というタイトルの意味

「夜間中学」の制度こそ人権保障や義務教育の本質を理解する大きなきっかけになる。改めて人々の人権、教育を受ける権利、そういうものを捉えて、またそこを保障していくきっかけとなるものである。国、県、市町村行政の方々と共に、一人一人の人権を守っていくという事を捉え直す良いきっかけでもあるし、我々の責務を改めて認識するための大きなキーワードだと思いタイトルを設定した。

II 夜間中学校の歴史

○ 夜間中学校の歴史

戦後の混乱期、生活困窮などで、家事労働や子守のために、小学校も中学校も入れなかつたり、小学校に通ったものの途中で辞めざるをえない状況になったりなどという境遇の方が沢山いらっしゃった。そういった方々に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代の初頭に中学校に夜間学級が附設された。

○ 現在の夜間中学校

- ・ 昭和30年頃には設置学校数が80校を超えた時もあった。その後社会が変わっていく中で減少し、現在8都府県25市区31校という状況である。現在、戦後の混乱期に義務教育の機会を得られなかった方のためだけの学校ではなくなってきている。
- ・ 外国人で日本語を習得したいという方々、形式卒業者と呼ばれる方々、不登校で学校

に殆ど通えないまま卒業はされたものの学び直したいといった方々が増えている。

- 改めて義務教育を自分のものにしたいという方々に開かれた学校として存在している。

○ 現在設置されている公立夜間中学

- 千葉県に1, 東京都8, 神奈川県2, 京都府1, 大阪府11, 兵庫県3, 奈良県3, 広島県2。大都市に偏っている状況である。
- 北海道, 東北ブロックには無い。中部地方にも無い。四国, 九州にも無い。
- 公立の夜間中学が無いところでは自主夜間中学の皆さんが頑張っている。
- 全国で義務教育未終了者がたくさんいることが分かっており、そういった方々の学びを何とか支えたい、その気持ちを何とか叶えてあげたい、との思いで、自主夜間中学の取り組みがなされている。
- 文科省は全ての県に一校は公立夜間中学が設置されるよう、目標を掲げたばかり。今後の実現に期待する。

III 夜間中学の制度

○ 義務教育の発想

- 義務教育の発想は一人でも義務教育の機会を得ていない人がいればしっかりといるもの。何人以上いれば学校を設置するというものではない。
- 法令で学校設置義務というのが市町村には課されていて、その地域に一人でも子供がいれば小中学校をつくるなければいけない。

○ 夜間中学の発想

- 夜間中学においても同じこと（義務教育の発想と同じという意）が言える。一人でも義務教育の機会を逸してしまった人がいれば、支えていく。それが大事な原則。

○ 夜間中学にはどんな人が入学するのか

- 義務教育未修了者以外の方々も入学している。

○ 平成22年国勢調査のデータより

- 未就学であると答えた方は全ての県にいる。
- 未就学者は全体で12万8千人。12万8千人のうち日本国籍を有する方がおよそ12万人いる。外国籍の方が8千人いる。もっと正確に拾い上げたら、この数は増えていくと言われている。

○ 宮城県の未就学者

- 宮城県には少なくとも1643人の未就学者がいる。

○ 文部科学省の方針変更、近年の法令による制度改革 柔軟な解釈変更

- 実質的な教育を受けられないまま、学校の配慮により中学校を卒業した者のうち、改めて学び直したいという思いを持っている入学希望者を夜間中学で受け入れることとし、形式卒業者の受け入れを可能にした。
- 小学校未修了者が既に中学校相当年齢に達しており、夜間中学に入学希望する場合に

は入学を認めている。小学校の卒業証書がなくても柔軟に受け入れる。

- ・ 不登校の学齢生徒も、13歳から15歳の中学生相当の学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で受け入れても良いですよ、という通知を行い不登校の学齢生徒の受け入れを可能にした。

○ 不登校について

- ・ 学齢児童の不登校の生徒数は平成28年度時点では13万5千人程度。小学校は3万人、中学校は10万人。小学生は208人に1人が不登校、中学生は33人に1人が不登校と言われている。中学校は平成24年位から少しづつ増えてしまっている。今後さらに伸びることも考えられる。
- ・ 1年間で出席日数が10日未満の児童生徒は、小学校が2,232人、中学校が12,000人いる。中学校の形式卒業者が多いのではないかと推察される。

○ 平成29年の「夜間中学に関する実態調査」より

- ・ 今設置されている31校に通っている生徒数は1,687人。うち、日本国籍で義務教育を未修了の方は258人。外国人も多数入学している。
- ・ 形式的な卒業しかしていない方で、また学び直したいという方々は73人いる。この数字は、調査をやる度に増えるだろうと言われている数字である。
- ・ 60歳以上の生徒が多いという印象があるが、15歳から19歳の生徒も2割と高齢の方に迫る割合となっている。
- ・ 20代、30代の若い世代が増えてきているというが近年の動向である。

○ 公立夜間中学の構成

- ・ 1校当たりおよそ54名。
- ・ 不登校となっている学齢生徒は現在在籍していない。文科省としては本人の希望、どういう場所なら学びの機会を得られるのかを尊重しながら、夜間中学でも受け入れていただけるよう、今後もお願いしていきたい。
- ・ 男性が少なくて女性が多い。特に60歳以上のケースに顕著。かつての日本社会を映す。
- ・ 日本国籍を有しない方々の割合。若い世代の方々も多い。高齢の方も多い。

○ 日本国籍の方の入学理由

- ・ 中学校教育を修了しておきたい。
- ・ 中学校の学力を身に付けておきたい。
- ・ 高校に進学したい。

○ 外国籍の方の入学理由

- ・ 「日本語を話せるようになるため」「中学校教育を修了しておきたい」「高校に入学したい」の3つが多い。2つめと3つめの理由を合わせると1つめの「日本語を話せるようになるため」よりも多い。日本語を学ぶためだけで入学しているとは言い切れない。

- ・ 基本的な教育をしっかりと身に付け日本社会で生きていくために、日本社会で受け入れてもらうために、必要な学びを得たい、という思いが表れているのではないか。
- ・ 外国籍の方の卒業後の進路は高校進学が非常に多い。専修学校への進学や就職も多い。
- ・ 社会で受け入れてもらうために必要な学びを得るという意味では夜間中学の役割は、これからも重要になる。

IV 義務教育とは何か、夜間中学の理念

○ 義務教育とは何か 一番皆さんと共有したいテーマ

- ・ 憲法には、『すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。』とされている。第26条の第2項では、『すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。』と、就学義務や無償制の原則の事を掲げている。
- ・ 生存権と教育権、労働基本権を社会権という。社会権は、20世紀になってから、社会において経済的な弱者、社会的な弱者がそのままにならないように、しっかりと国に対して作為を求めていく、という請求権的な権利である。

○ 「教育を受ける権利」について

- ・ 「義務」教育と言われるが、学びたい教育を受けることを請求していく、そういう権利だと通説で言われている。
- ・ 子どもが義務的に受けさせられるというのではなくて、子どもにとっては請求していく権利であって、親や社会がそれを支えていかなければならない、制度を整備しなければならない、予算を用意しなければならない、守る側の義務と捉えられるべきだと言われている。
- ・ 義務教育の機会を逸してしまったという人がいれば、国はじめ関係者でしっかりと保障していくことが、夜間中学の制度の根本的な理念である。

○ 義務教育の諸制度について

- ・ 就学義務の他に、無償制がある。授業料、教科書、教員の給与に関する制度も法律で決められている。無償制が崩れることはほとんどないだろう。また機会均等に関する制度がある。市町村には学校校設置義務課せられている。どの学校に行くかを指定する、就学指定のルールが定められている。経済的に学校に行くためのお金がそろえられない方のための就学援助制度が設定されている。水準確保、教育課程、教科書、教員免許、学校設置基準、こういったものを国で定めているにもかかわらず、義務教育を十分に受けられなかった人々がいるのが現実である。

○ 夜間中学を通した保障のありかた

- ・ 教育基本法では、教育は「人格の完成を目指す」「平和的で民主的な社会の形成者に必要な資質、能力を育むための教育である」と定めている。

- ・本人の意思にかかわらず義務教育の機会が得られなかつた方々の為に保障する。
- ・年齢にかかわらず保障する。
- ・無戸籍で学校に行けなかつた方も受け入れている。
- ・昭和54年の前に学齢であった障害のある方々は、簡単に猶予免除を出されてしまつていて、学校に通つておらず、ほとんど文字が読めなかつたり計算が出来なかつたりという方が非常に多くいる。
- ・中国残留孤児の方々の権利保障。日本に引き揚げてきた時に、日本人だったのに日本語が分からぬ。学びの場が得られなかつたという方々も多くいる。

V 夜間中学の教育課程

○ 足立区立第四中学校の事例から

- ・授業時間は5時20分から9時10分まで。一日4コマで編成している。
- ・1コマ40分。年間総授業日数は205日。年間授業時数は、普通の中学校と一緒にある。年間総授業コマ数も814コマで編成されている。
- ・日本語指導の必要性に応じてグループ分けをしているようだ。4グループに分けたり、場合によっては6グループに分けたりして時間割を編成している。
- ・通常の中学校の教科書に加えて教員作成の教材を使用する。人によっては読み書きだけがどうしても劣っていて、何とかそこを集中してやりたいという方もいれば、全ての教科がおぼつかないという方もいる。
- ・文化祭、遠足、修学旅行もしっかりと開催されている。
- ・足立四中では給食がある。
- ・極めて精緻な複雑な時間割を作成しており、先生方の気持ちが伝わってくる。
- ・習熟度や必要度に応じたきめ細かな対応が必要である。

○ 学習指導要領上の考え方

- ・「学齢を経過したものの年齢、経験または勤務状況その他の実情を踏まえて教えてください。」という考えは、社会性は身についているけれど、読み書き計算、基本的な学力能力が劣ってしまっている場合があり、そういう事情をよくよく踏まえて教材等を工夫してほしいという意味である。（足立四中のよう）個別学習やグループ学習を取り入れて、指導体制の工夫改善をしてほしいということである。

○ 教育課程特例について

- ・「中学校段階においては小学校段階の各教科等の内容を一部取り扱うことができる。」とあるが、これは夜間中学だけに認められることで、学齢の生徒が通う昼間部の中学校には出来ない。小学校段階の各教科の内容を一部取り扱いながら、柔軟に教えて下さいということ。
- ・教育課程特例は文科省への申請が必要ない。学校の校長の判断で取り入れてよい。
- ・教育課程特例導入校数は調査では23校とされるが、実際は、ほぼ100%導入して

いると言われる。

○ 教育機会確保法の内容について 平成28年12月公布

- ・ 地方公共団体においては、夜間中学設置に向けて取り組むことが求められる。
- ・ 既に設置している場合は受け入れる対象生徒の拡大、すなわち柔軟に受け入れるように体制を取ってほしい。
- ・ 国は、全ての都道府県に少なくとも一つ夜間中学が設置されるよう、必要な取り組みをしていく。
- ・ 市町村をまたいで柔軟に入学が出来るよう、関係自治体による協議会を設置できる。

○ 学校教育法施行規則改正

- ・ 改正により夜間中学は、特別な教育課程が編成できる。設置についても、都道府県立の夜間中学が設置しやすいように制度改革が行われた。

○ 平成29年3月告示の学習指導要領指導要領

- ・ 平成29年3月に告示された学習指導要領の解説にも、「夜間中学」の指導の在り方にについて明記されている。

○ その他取り組み

- ・ (昨年) 4月に設置・充実に向けた手引書を作成。教育委員会向けの資料で、設置したいという自治体に参考となるような資料である。
- ・ (昨年) 8月に説明会を開催。都道府県、政令都市担当者向け説明会。是非夜間中学の設置に向けて取り組んでいただくよう広報している。
- ・ 必要な予算は財務省に要求している。

VI 夜間中学設置に向けて

○ 夜間中学の設置に向けて

- ・ 夜間中学を設置するにためには今後も視察を重ね、どんな役割が期待されていて、どんな役割を發揮しているのか、生徒さんの声を聞いていただくというのが一番だと考える。
- ・ ニーズの把握や広報等は本当に必要としている人が手を挙げられるよう、工夫が必要になってくると考える。
- ・ 全国の夜間中学の中で良いところ全て凝縮した様な学校にしたいというお話があったが、設置の在り方、設置場所、施設、高い指導技術の担保、教職員の研修及びその準備、教育課程、指導上の工夫、教材開発などの検討必要となる。そのためにも法律に基づく協議会を活用してほしい。

○ 設置時の法令上の手続き

- ・ 夜間中学を設置する場合、新しい学校をつくるのではなく、どこかの拠点校の分校を設置する、或いは二部授業を行うのが通例である。市町村がつくる場合は都道府県に届出をするだけで良い。

- ・ 夜間中学設置の都道府県への届け出の他には、学校設置条例で必要な規則の整備をすればよい。夜間中学の設置・充実に向けた手引きを文科省のHPに載せている。

○ ニーズ調査結果

- ・ 今年の3月に文科省が民間の企業と一緒に調査した。WEB調査とハガキ調査の二つの手法で実施している。ハガキ調査の結果、夜間中学があつたら良いという方々が85%，実際に行きたいと思う割合は47パーセント、5割近い数字が出ている。
- ・ 約70名位の方が夜間中学を必要としていることが分かった。潜在的なニーズを痛感している。
- ・ 宮城県も調査。夜間中学に通ってみたいかとの問い合わせに、34%の方が通ってみたいと回答している。さらに、宮城県内から回答いただいたハガキの中にも、小学校しか卒業していない、学校に行っていない、という方が少数あった。
- ・ ニーズ調査結果については割合で話されることも多い。他県では、「調査の結果、ほとんどニーズがありませんでした。だから必要ない」という自治体がある。これは、文科省がやるいじめの調査と同じではないかと思える。把握されていないということが、良いことなのではない。丁寧に捉えていくことが大事なのではないか。
- ・ 割合とか数の多少で判断するものではない。一人でも必要とする方がいれば、設置の必要性を考える、そういう前向きなスタンスが必要ではないか。

VII 最後に

夜間中学を必要とされ、夜間中学の必要性を唱えて下さっている歌人の方のコメントを紹介させていただきたい。

『義務教育を受けていないので、一人前になれていない様な気がするんです。本を読んでいても分からぬことがいっぱいある。例えば3割引とか書かれても、いくら安いのかパッと分からない。そういうことが色々あると思うんです。……（略）今の社会は義務教育を終えた前提で成り立っているから、それは生きづらいよね、と言ってくれました。生きていく上でこれだけは覚えておいた方が良いということを学び直したい。ところが、夜間中学に入ろうと思ったら、形だけ中学校を卒業しているので、入学出来ないと言われました。これはおかしい。私だけの問題じゃなくて、学び直しのシステムが出来たら、不登校の人も救われると思います。私は教育を受ける権利を奪われたんです。義務教育を受けたいというのは当然の権利だと思います。義務教育の義務を果してほしい』

是非ここにいる皆さんと一緒に私たちの義務というものを考えていきたいと思う。

第2部 パネルディスカッション（要旨）

テーマ「夜間中学の学びとは」

パネラー

大類 由紀子 氏（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室室長補佐）

須田 登美雄 氏（足立区立第四中学校教諭）

黒川 優子 氏（前東大阪市立布施中学校教諭）

工藤 慶一 氏（北海道に夜間中学をつくる会の共同代表）

中澤 八榮 氏（仙台自主夜間中学代表）

コーディネーター

江口 恵 氏（東北大学高度教養教育・学生支援機構特任助教）



I 開会にあたり

コーディネーター 江口 恵 氏

○ 夜間中学の世界に非常に大きな魅力を感じて、夜間中学の歴史的な歩みをずっと研究させてもらっている。全国に夜間中学をつくっていこうという大きな流れの中で大変責任を感じながら研究している。

夜間中学が多様であると言うことは講演を通じても伝わってきたかと思う。その多様な夜間中学でどういう学びをされて、どういう生徒が学んでいるのかを講師の皆さんにお話しいただいき、夜間中学の状況と、それぞれが大切にされていることを紹介いただきたいと思う。

また、仙台・宮城につくる夜間中学がどのようなものであれば良いのか、そういうイメージを会場の皆さんと一緒に考えて行けるようなディスカッションにできれば良いと考える。基調講演の後の休憩時間にいただいた質問票にも可能な限りお答えしたいと思う。

II 講師の方々の自己紹介と活動の紹介

はじめに、講師の方々から自己紹介とそれぞれの活動の紹介をいただいた。

須田 登美雄 氏

- 私たちの学校（夜間中学）は対象となる生徒が見えていないので、生徒の方々にどうやって学校に来ていただくかということが重要な課題であると考えている。
- 文部科学省が2年前に、一度卒業証書を貰っている人も入学できるように制度を改革して、そのためのフォロー図を作成した。その際文部科学省の方と相談させていただき、引きこもりだったり、不登校だったりした生徒が学びたいと思ったときは一番最初が大切だから、そのときいかに安心して貰うかが大事かを皆で共通理解しましょうという文言を付け加えていただいた。一人でも学びたいと思う方がいればその人に合わせた内容でお待ちしています、ということを大切に取り組んでいる。
- 不登校や引きこもりの方、または外国籍の方々が一番苦手とするのは対人関係をどうつくっていくかだと思う。東京都につくって貰っているチラシにも、自分たちでつくったチラシにも漢字にはすべてフリガナを振る、写真をたくさん使う、やっている中身を分かりやすく簡単に説明する、などしている。足立四中は人との交流を大切に考えて、チラシをつくりさせていただいている。そういうことを大事にしないと夜間中学を求めている生徒を見つけることができない。

黒川 優子 氏

- 先ほどの本セミナーの趣旨説明の中で、昨年度、宮城県教育委員会様が東大阪市立布施中学校夜間学級に視察に来られた時に私が申し上げた話を出していただいた。通り一遍のニーズ調査は無理で、必ず設置の方向で動きをつくっていく中でしか生徒は見えてきませんよ、とお話をすることを取り上げていただき、このような（市民参加型の）セミナーを開催され、さらにそこに呼んでいただいたこと、本当に光栄に思っている。
- 東大阪市という大阪市の隣の中核市で37年間中学校の教員をやってきて、最後の8年間を夜間中学校で過ごした。私自身は多様な人たちと関わることが出来て本当に楽しかったし、幸せな時を過ごせたなと思っている。難しいことは色々あったが、自分の経験を超えた色々なことを教えていただいたと思っている。今も89歳の方と一緒にひらがなからの勉強をしている。その方は、いまいらっしゃる老人ホームで「あんたこの頃あまり怒らんようになったな。」と言われるという。少しずつ自信を持ってきていただけてきたのかなと嬉しく思っている。夜間中学はこのような話の宝庫である。
- 私は全国夜間中学校研究会という公立の夜間中学校の教職員でつくっている研究会の事務局をしていたので、様々な要望を集めて文科省であるとか国会議員の人たちと話をしたり、話し合いを進めたりしてきた。そして、今法律が制定されたことを非常に嬉しく思っている。

工藤 慶一 氏

- 札幌で札幌遠友塾自主夜間中学という活動を始めて28年目に入る。11月17日に、夜間中学校等に関する第1回協議会が道庁の本庁舎で開かれた。公立夜間中学の設置に向けて、28年かけてようやく北海道教育委員会との話し合いが続けられるところまでこられた、という感じがしている。
- 私は14年間札幌遠友塾自主夜間中学の代表をしてきた。遠友という言葉は札幌に明治27年から昭和19年迄の50年間続いていた札幌遠友夜学校に由来する。この創設者が新渡戸稻造氏である。その精神を継ぎたいと考えて、私たちは「遠友」塾という名前を選んだ。
- われわれの活動の始まりは憲法第26条第1項に書かれている、すべて国民は学ぶ権利を有するということを、実在のものにしたいというところにある。とても憲法に書かれていることが行われているとは思えない現実があつたし、今もそうである。憲法に書かれている権利を実現するために今後も色々やっていきたいと思っている。
- 2月6日の文教委員会の時にある議員の質問に対し、札幌市の教育部長が「遠友塾とは協議会の時だけではなく、学校視察或いは教員同士の授業づくりの交流等々そういうことも踏まえた日常的な交流、密接な連携を進めていきたいと思っている」という答弁をいただいた。

中澤 八榮 氏

- 仙台市内、宮城県内にも公立夜間中学が一校も無いということから、その方々が気楽に集って楽しい学びの場を提供するために、2014年の11月にボランティアのスタッフにご協力のもと10名程で仙台自主夜間中学を開講した。
- 4月からは仙台市教育委員会の共催という形でご支援をいただいている。水曜日は仙台市市民活動サポートセンターで、金曜日は夜間部のみ、仙台市生涯学習支援センターで行っている。当初から高齢の方々、或いは仙台市以外の方が通える様に昼間部と夜間部の二部制としている。現在60代以上約20名の方が女性だが、ほとんどの方が昼間部に通ってきている。
- 授業は講師の方々の手作りの教材によって、急がず、ゆっくり、丁寧に、をモットーに進めている。講師の方々には、退職した先生や現役の先生がいる。そして一般の方、高校生、大学生がボランティアで参加してもらっている。授業料、入学金は無料にしている。授業の他に校外学習、遠足、クリスマス会を行っている。仙台自主夜間中学の運営は、仙台に夜間中学を作り育てる会という、会員の会費で主にまかなっている。

III 夜間中学の意義について、夜間中学の学びで大切に思うこと

夜間中学の学びの中で大切にされていることや、夜間中学で出会った生徒たちの姿について述べていただいた。

須田 登美雄 氏

- 小学校の教育が受けられなかつたり、中学校で不登校になつたりすることを、こういう方々は自分の責任だと考えている。自分の責任ではないのに自分のことだと考えて、それを隠したいという方が凄く多い。そういう思いで毎日生活している方々。そういう方たちに、この夜間中学があるということを届けなければならない、ということを大切にしている。
- 外国から親の都合でやってきた子どもたちは、中学の卒業証書がないために、上の高校、大学に行きたいと思っても、公的なサービスにアクセスできない。そういう点でも夜間中学の必要性、卒業証書を貰って自分の夢を追いかけることが出来るようになるということは非常に重要なことではないかと思っている。
- 外国人と共に生きていく多文化共生社会を当然と考え、共にどうやって生きていくかを考えることが必要だ。（他の文化圏からやってきた）外国人たちとどうやって生きていくかを考えたとき、夜間中学というのは役に立つと思う。私の教えている授業の一番最初に教えるのは、ごみの捨て方だ。それは、そういうこと（ごみの捨て方など）でトラブルがおきるからだ。夜間中学で学ぶことによって、ルールを知ってもらって、正しく日本人と一緒に生きていくってもらうことも、非常に重要なことだと思っている。
- 安倍首相が教育再生実行会議というのを開いて、その中で義務教育未修了者の就学の機会に重要な役割を果たしてきた夜間中学を今後大切にしていかなければならぬという提言を出している。また、不登校 13万人、ひきこもり 54万という数字が出ているが、夜間中学議連会長である馳浩元文部科学大臣は、そういう方たちに健全な納税者になって貰わないと日本の社会はもたない。そういう意味からも夜間中学が必要であると言っている。
- 義務教育未修了者は全国どこにでもいる。一人でもいれば、その方のために何が出来るかということを考えてもういうことが非常に重要であると思っている。

黒川 優子 氏

- 小学校も行っていない、鉛筆を持つのも初めて、という方々が夜間中学校で学ぶことによって、便利になったとか生活が豊かになったということ以上に、人間としての自信をつけていく、人間としての誇りを取り戻すということにつながっていると感じる。
- 『色々な立場の人が学ぶ場「夜間中学」それが「夜間中学」の魅力』。色々な人たちの学びによって一人一人が変わって行く、そして自信を取り戻す、誇りを取り戻す、それが夜間中学校の素晴らしいところかなと思っている。

工藤 慶一 氏

- 若い人たちが負の要素を背負ったまま今後生きていくっていうことは許されない。学ぶ権利はあるわけであるから、そのようなことを一つ一つやっていかないといけない。

今後についても、そのような方たちと私たちは共に生きていこうという決意をしているので、その方達と生きる生き方という観点から、授業の在り方等々についても考えている。

- 新渡戸稻造氏は札幌遠友夜学校を始めるとき人と会って楽しくなる、どんな人とでも仲よくやっていける、子どもを可愛がる、その様な人たちをスタッフとして集めたと書いている。夜間中学校は、この精神が無いきっと上手くいかないと思う。今後おそらくいろんな所で公立の夜間中学が出来ると思うが、このことを肝に銘じて取り組んでほしいし、自分たちもこれを肝に銘じてやっていきたいと思っている。

中澤 八榮 氏

- どのような学びを大切にしているかということで、最初にお話するのはまず、学ぶということは非常に楽しいことなのだ、ということを知ってもらうことが大切だと考えている。
- 徐々に徐々にというところではあるが、最初人と話をするのが怖くて一言もしやべれなかつた青年が、今は安心して自信を持って自分の言葉で話ができるようになった。
- いろんなことをお話ししたが、今お話ししたことは当たり前のことだなと思っている。当たり前のことを地道に継続していくことが最も重要なことだと思っている。

IV 今後の夜間中学について、宮城県内に設置される公立夜間中学について

つづいて、これからの中間中学の役割や、宮城県内に設置される公立夜間中学の在り方について意見を伺った。

大類 由紀子 氏

- 長野県の松本刑務所の中には分校がある。これが全国に1例しかない義務教育未修了者のための学校で、刑務所の中であっても学びたいという気持ちがあれば入れる教育の場である。(夜間中学の設置を考えるとき)、どのような場でも、どのような方にも学びの手を差し伸べているケースとして注目している。
- 政治学者丸山眞男氏の「不作為の責任」という言葉を大切にしている。義務教育未修了の方や、どうしても義務教育の機会を実質的に得られなかつた方々をそのまま見過ごしてしまっている不作為がこれから起きないように、皆さんと一緒に、できることからアクションしてきたいと思っている。

須田 登美雄 氏

- 私が一番考えているのは協議会を開いていただきたいということだ。義務教育機会確保法の中にある、民間団体を含めた協議会の開催ということである。義務教育未修了者

は社会的に弱い方々で、一番傍にいる（民間団体などの）方から話を聞いて、どういう教育ニーズがそこにあるのかということを考えて行かなければならないということだ。

- 基礎教育を受けられなかった人は一人一人違うのだということで、その方たちの傍にいる人の意見を聞いてもらいたい。そうしないと、長く続く夜間中学にはなっていかない。非常に重要なことは、協議会を開いて民間団体の人たちから意見を聞くということだと思っている。それが北海道でかなったということで、まずはよかったですと思っている。

黒川 優子 氏

- 少し見方を変えて、「夜間中学を作るのは得なのか？」ということをお話したい。私が経験してきた夜間中学では、いろいろな小中学生、高校と数多くの交流活動をしてきている。また、東大阪市では毎年、新任・転任の教職員の先生と交流をしている。そして夜間中学生が自分の体験を話すという活動をしている。戦争体験した生徒は、夏の登校日の平和学習に呼んでいただき話しをするとか、国際理解教育としていろんな国から来た生徒が自分の国の話をしたり、いろんなものを持ってきたりして子どもたちに紹介したりする活動も行っている。島根県の学校と毎年交流をしているという奈良の夜間中学もあるし、大阪の夜間中学の中には、年間35団体と交流し、訪れた人は約800人という学校もある。このような活動は、教育全体に対して、意義があるのではないかと思っている。

- いろいろな取組をとおして、教育全体へ、とてもいい影響が作り出せる。人権の大切さや、学ぶ積極的な意味、そういうことを夜間中学校を使って、どうぞ教育全体へのいい影響を、と思っている。私は「早く夜間中学校をつくってんか。つかってんか。お得やで」ということを言いたいと思う。

工藤 慶一 氏

- 決して狭い範囲で考えないでいただきたい。宮城県でいうと東北の規模で考えるということ、これをぜひ頭の中のどこかに置いていただきたいと思う。北海道は協議会の設置によって、ようやく全道で考える方向に向かい始めることができた。

- 公立だろうと自主だろうと夜間中学を作るとき、例えば、車椅子の方、足腰の悪い方に通学するということを保障するところまで考えること。また、学校にはエレベーターがついているか、手すりが付いているか、車椅子が入れるトイレが付いているか、そういう問題があること。そして情熱を持って、一人一人の受講生と本当に共に生きていくという覚悟があるか。このようなことを常に胸に置いていただきたい。

中澤 八榮 氏

- 先ほど引きこもりの青年の話をしたが、一気に公立夜間中学に行ったらどうだと話しさずするよりも、仙台自主夜間中学で少しトレーニングしてから本人の意志で行くように

するとか、自主夜間中学は自主夜間中学、公立夜間中学は公立夜間中学の役割があるのだろうと思う。互いに補完しながら進んでいく。仙台市内宮城県内にまだまだ学びを欲している人、学びを希望している人がたくさんいると確信する。その人たちに多様な教育の機会、学習の機会を提供することを考えると、公立の夜間中学の設置は、選択肢の幅が増えることであると考えられる。

- 微力ながら公立夜間中学設置に向けていろいろお手伝いをさせていただきたいと思っている。公立夜間中学ができたらもっともっと発展させ、公立夜間中学と自主夜間中学の交流や情報交換あるいは、いろいろな研鑽をするための研究会を設置できればと思っている。

江口 恵 氏

- 講師の皆様から大変力強いお言葉をいただいた。夜間中学は教育のおまけみたいに作るのではなく、実は教育全体に関わっており、教育を、社会をよりよくしていく可能性がある場所だということが伝わってきたのではないかと思う。

V 会場から

ここで、一般参加者の中で夜間中学に深く関わっていらっしゃる方々からお話をいただくことができた。

仙台自主夜間中学関係者

- 勉強して、学ぶだけでなくいろんな方と交流するということ、これが夜間中学では一番大事なのではないか。卒業証書をいただくための夜間中学校は大事である。しかしそこまでいかない人たち、つまりなかなかコミュニケーションがとれない人たちに一人一人別な形で自分の力を出してほしい。そのために中澤さんが代表を務めているこの自主夜間中があるのだと思う。宮城県には二つの道があるかもしれないが、補完しながら一歩一歩進んでいただければと思う。

福島駅前自主夜間中学関係者

- 宮城県と仙台市で、このように立派なセミナーが開かれているのに参加でき、大変嬉しく思っている。私も夜間中学設置に係る検討委員会に参加させていただいているが、宮城県では仙台市に夜間中学を作ることがほぼ決まったような雰囲気を感じており、ぜひ一刻も早く作ってほしい。そうすれば福島県も後に続くことができるだろうと、大変希望を感じた。

京都教育大学教授、元京都市立洛友中学校長

- 不登校生というのは、ある意味学ぶ意欲をなくしている子である。夜間に学びを求める生徒と不登校生徒の両者が一緒に学ぶことで、何か化学反応が起きるのではないか、そうしてできた学校が京都市立洛友中である。その中で、不登校だった子がどんどん元気になっていく姿を、私はたくさん見てきた。
- 夜間中学には大類さんが先ほど言われた多様性が許される雰囲気があると思う。今の多くの不登校生徒というのは、今の日本の画一的な雰囲気、つまり同じ年齢でほとんど同じ国籍の子どもたちが、何か人と違うことをすると特別視されたり、いじめをされたり、という画一性、そういう画一性が息苦しいのではないか。それが許される、多様性のある夜間中学の中でいきいきとやっていけるのではないかと考える。
- 黒川先生が夜間中学校の有用性ということをおっしゃっていたが、夜間中学との交流や関わりを通して一般の子どもたちもさまざまな雰囲気をつかむことができるのではないかと考える。不登校の子どもたちも、一般の子どもたちの中にも、やはり夜間中学の生徒から学ぶべきものはすごく大きいものがあると思っている。一日も早く仙台に夜間中学が出来る日が来るなどを、楽しみにしている。

VI 最後に

最後に、会場の方々に声をかけ、また質問票による質問に触れつつ、パネラーの方々からそれぞれ一言いただいた。

江口 恵 氏

- 提出いただいた質問票には、様々な御質問や御意見があった。例えば、
 - ・ 学期途中の編入はどうなっているのか
 - ・ 外国籍の子どもの保護者との面談の際の通訳はどうしているのか
 - ・ 仕事や家庭の事情のある方はどうやって学習を継続されているのか
 - ・ 夜間中とはどのように成り立っているのか
 - ・ インクルーシブ教育という観点でも重要なのではないか
 - ・ 1県1校というが宮城県は広いので広い視野で考えて行く必要があるのではないか
- 今回、十分にお答えすることは難しいと思うが、最後に講師の方々から短く一言いただきたいと思う。

大類 由紀子 氏

- 皆さんからたくさんの御質問等をいただき、深く理解してくださっていることが伝わった。改めて国としてやれること、県の皆さんとやれること、市の皆さんとやれることをしっかりと検討してアクションしていきたいと思う。私の父も中国で生まれて、残留孤児になりかけたような人である。皆さんの近くにも、もしかしたら夜間中学に入る対象

になったかもしれない人がいらっしゃると思う。そういう方のことを忘れずに、これからもみなさんと共に取り組んでいきたい。

須田 登美雄 氏

○（学期途中の編入について）足立四中は10クラス教室があるのだが、6クラスは日本語学級、4クラスは通常の中学校の内容を教える教室になっている。4月にクラス編成をして、9月にまた編成をし直す。世界を見ると9月入学が多いのが現実である。夜間中学はどこも随時入学という原則で考えていると思う。学力に応じて、進度の速い生徒もいればそうでない生徒もいるので、途中でクラス替えをしながら、その人に合ったクラスでということを大事にしている。

黒川 優子 氏

○（生徒の受け入れ時期について）大阪の場合、生徒の受入は4月と9月である。ただ、その間の時期に来られた場合は、体験入学という形で学べるときから学んでいただきたいという思いでやっている。編入も、その人その人に合わせながらできるだけ柔軟にやっていくというのが夜間中学ではないかなと思っている。

工藤 慶一 氏

○（夜間中のなりたちに関連して）パネルディスカッションの資料の中に、遠友塾の資料の中にチラシが2枚入っている。このチラシは私たちが使わせていただいている向陵中学校近辺の3千世帯に、連合町内会を通じて配付しているものである。年3回発行している。夜間中学の在る場所というのは、その地域の中で地域住民との交流をしていかないとおかしなことが出てくるケースがあるので、それも一つ参考にしていただけたらと思う。

これからもやらなければならないことが山ほどあるが一つ一つやっていきたいと思う。

中澤 八榮 氏

○ 仙台自主夜間中学についてはまだ3年である。ですからいろいろな課題がある。それを試行錯誤しながら進めていきたいし、進めていくつもりである。今後とも皆さんから御指導御鞭撻いただきながら進めていくつもりである。

江口 恵 氏

○ 国際識字年の時にできた言葉で、とても印象的だった言葉がある。「識字をとおして人々はつながる」という言葉です。私も今日をきっかけに、夜間中をとおして人々がつながっていくような、そんなネットワークを期待して、このパネルディスカッションを終わらせていただきたいと思う。

閉会挨拶（要旨）

仙台市教育委員会教育長 大越 裕光

本日は、年末のお忙しい中、また、肌寒い気候にも関わらず、多くの皆様に御参加いただいた。

本セミナー第1部において文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室室長補佐大類由紀子様より基調講演をいただき、重ねて、大類様には、2部のパネルディスカッションにパネリストとして参加いただいたことに心より感謝申し上げる。

また、パネルディスカッションにおいてコーディネーターを務めていただいた東北大学高度教養教育・学生支援機構特任助教江口怜様をはじめ、5名の皆様には、本セミナーへパネリストとして、示唆に富む提言をいただいたことに大変感謝申し上げる。

基調講演においては、大類様に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「義務教育機会確保法」をはじめとする夜間中学設置促進に係る国の動向を分かりやすく御説明いただいた。

続くパネルディスカッションでは、公立夜間中学の先進自治体である東京と大阪、自主夜間中学の設置されている北海道と仙台から、「どのような生徒が学んでいるのか」「夜間中学として大切にしていることは何か」「今後の課題と可能性について」「宮城・仙台の夜間中学に期待すること」について御意見等をいただいた。

昨年度より、宮城県教委・仙台市教委共同で夜間中学の設置に係る調査・研究を進めてきたが、その協議の中では、県内のニーズをしっかりと把握し、そのニーズに合う設置場所、受入条件、教育課程、教員配置などの整備が重要であると確認されている。また、そのニーズが年々変化し、多様化していくものであると捉え、教育課程などにおいて、限りなく柔軟性を持たせることが大切であろうと、私どもも考えているところである。

本日パネリストの皆様からいただいた情報が、本研究会の道標になることを確信している。

今後は、本日の御意見・情報を参考とし、宮城県版・仙台市版公立夜間中学がどのようにあるべきか模索して行く考えである。

結びに、本日のセミナーが実り多い成果をあげ、共同調査研究会の所期の目的が十分に達成されるよう御期待申し上げるとともに、本日御参会の皆様方の御健勝と、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げ、挨拶といたしたい。

（大越 裕光 仙台市教育委員会教育長 が他の公務のため、当研究会の副委員長 佐藤 正幸 仙台市教育局次長 が代読した。）



アンケート結果

平成29年度宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会

夜間中学セミナー アンケート

- もっともあてはまるものに□を入れて下さい。ご意見等は自由記述欄にお願いします。

1 基調講演について

- 大変ためになった ある程度ためになった あまりためにならなかった

自由記述欄（感想等をお願いします）

2 パネルディスカッションについて

- 大変ためになった ある程度ためになった あまりためにならなかった

自由記述欄（感想等をお願いします）

3 県内に公立夜間中学を設置する場合、主にどのような方々を対象にすると良いと思いますか。

- 御高齢の方々 外国籍の方々 不登校などの事情をかかえる方々

その他 ()

4 公立夜間中学に学びを求める方々に対して、他にどのような公的支援が必要であると考えますか。

自由記述欄

5 県内への公立夜間中学設置に向けて、御意見や御要望がありましたら御記入下さい。

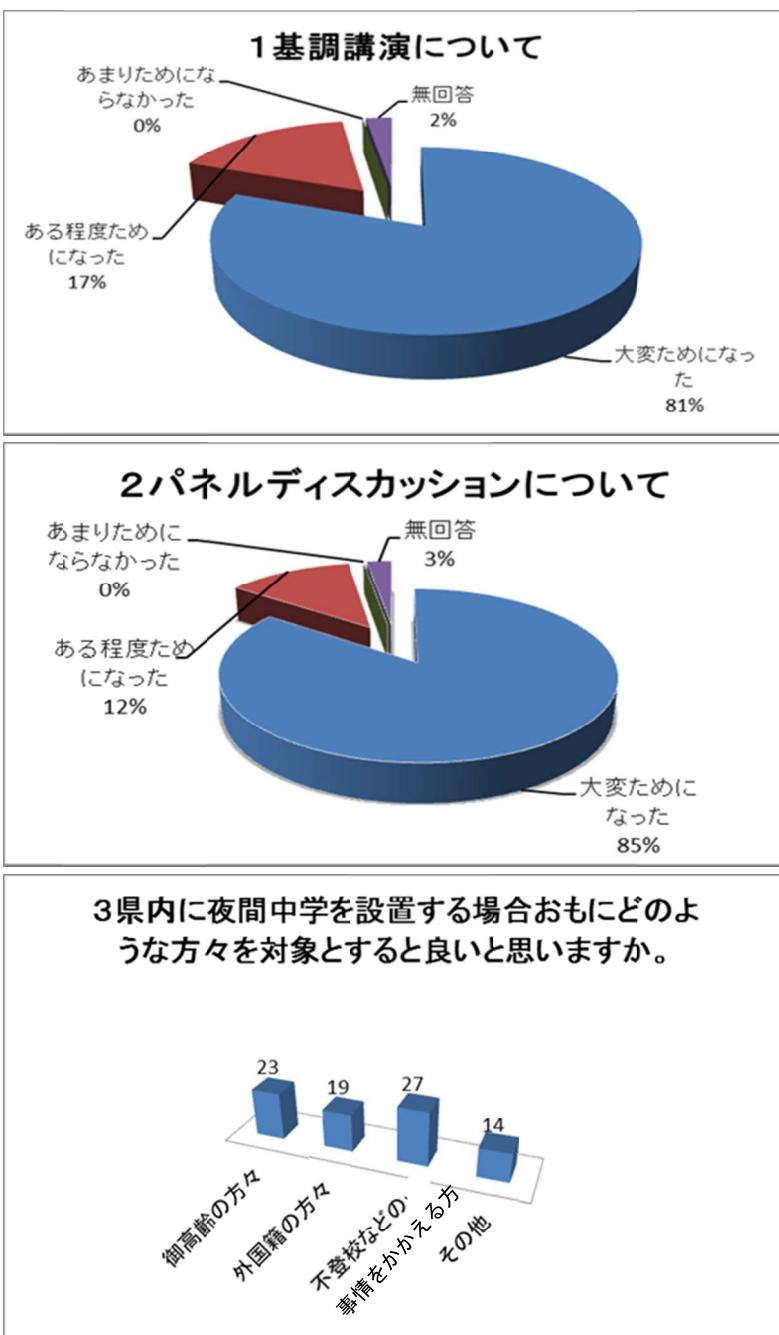
自由記述欄

※本日はありがとうございました。本アンケートは、お帰りの際に係員にお渡しください。

夜間中学セミナーアンケート集計結果

下記集計のほか、自由記述欄への記述から、参加者の意識の高さがうかがえるとともに、セミナーによって、さらに意識の高まりや理解の深まりがみられたと考えて良いのではないか。

公立夜間中学の設置に向けた議論及び設置後の夜間中学の維持・発展を考えれば、今後とも広く県民に御理解や御協力をいただけるよう、さらなる広報活動等が求められる。



※複数回答が多かったため、延べ数で集計した。
※「その他」の意見としては「全ての方々を対象とすべき」との意見が多くかった。

【アンケート自由記述欄の主な回答】

1 基調講演について

- ◆ 夜間中学に通っている者です。本セミナーにて全国の夜間中学に関するデータを拝見させていただきありがとうございました。
- ◆ 「夜間中学」をキーワードとして、義務教育の本質や人権といったことを捉え直すという言葉が心に残りました。
- ◆ 一人でもニーズがあれば、設置に向けて努力してほしいという話があった。この考えに共感する。それにともなう予算配当もぜひ検討してほしい。
- ◆ 設立の障害要因等、なぜ設立が進んでいないのか、全国的なデータからもう少し具体的に示して欲しかった。(その課題を解決することが具体化につながると思う)
- ◆ 夜間中学での学びの様子、社会的な考えが分かりました。特に「割合ではなく一人でも」という話に納得しました。
- ◆ 地域に外国籍の方が増えてきました。その方たちのためにも学びの場は必要だと改めて思いました。

2 パネルディスカッションについて

- ◆ 大阪、足立の先生の話は、夜間中の状況を理解できた。どの先生のお話にも、苦労の中に喜びがあると感じた。
- ◆ いろいろな形、人生により、夜間学校に通っている方たちがいるという現実、それを同じ学びの中で、若い世代の方に受けついでいける大事な場所だと思います。歴史の現実をみられる場所です。
- ◆ 北海道や仙台のような団体等の動きは設置に向けた大きな原動力となると思いました。
- ◆ 黒川氏の施設入所者の事例は涙が出そうになった。施設に入所されている方の中にも夜間中学での学びを求める方がいらっしゃると思います。
- ◆ 「学び」についての本質を考えさせられました。「学ぶこと」とは何か。「学ぶ喜び」とは。「学ぶ目的」とは。「学ぶこと」とは「生きること」であると確信しました。
- ◆ 「学びたい」という強い情熱と「その思いに応えよう」という使命感・具体実践が数多く紹介された。現に中学・高校で学ぶ生徒たちにも是非聞いて（知って）ほしいと感じました。
- ◆ 仙台以外での取り組み、思いが伝わりました。学ぶということ、その大切さがより実感されました。自分もそのお手伝いの一端が担えられるよう頑張りたいと思います。
- ◆ 支援学校の卒業生が、卒業後も、漢字や計算を学べる場があるということは、大切だと思いました。

4 公立夜間中学に学びを求める方々に対して、他にどのような公的支援が必要であると考えますか

- ◆ 「学び」を求めない人たちをどうするのか、その人たちに対する支援はだれが、どのようにしていくのでしょうか。「学ぶ」機会を失ったのはその人の責任ではありません。現在でも「学ぶ」機会をうばわれている子どもたちがいるのではないでしょうか。それをどのように把握していくものかも考えてほしい。
- ◆ サポーター制（教育委員会に登録）の導入。外国籍の方対象に通訳をしてくれる方、数学、国語等サポーター、芸術家などの方をサポーターとして活用すべきだと考える。
- ◆ 生徒を見つけて通ってもらえるまでの支援が難しいとのお話がありました。しかし病院で問診票が書けない、役所での手続きが難しい、生活保護などの様々な場面で困難が顕在化しているとのことでしたので、教育行政に限定されない、行政分野間での連携も大切かと思われました。
- ◆ 学びの場（社会教育施設の施設料の免除など）の提供。中澤氏が話された、運動施設、実習・実験等もできるような場が必要。

5 県内への公立夜間中学設置に向けて、御意見や御要望がありましたら御記入下さい。

- ◆ 障がい者として生きてきた方にも、もう一度夢に挑戦させていただきたく学習支援を求めます。そして障がい者が少しでもより社会の役（※就労で収入に余裕が出た場合の納税も含む）に立てるように、また差別を受けることが少なくなるように地域社会の一員として支援していただきたいのです。
- ◆ 夜間中学は学びの場だけでなく「社会的居場所」という意味合いもあると感じる。夜間中学に行けば、知り合いに会える、楽しく会話ができる、というように、生きがいにつながるのだと思う。
- ◆ 仙台がメインになっているが、他市町村の取組をも重要視してほしい。「公立」ではなく、「自主」に対しても場所や財政的援助はほしい。
- ◆ 公立夜間中学校の設置を前提としつつも、次善の策としてNPO等自主夜間中学校への支援ということもありうるかもしれません。地域間格差を無くする制度化が必要だと思います。
- ◆ 学ぶためにはエネルギーが大変必要だと思います。暖かく優しく、深い学びができる学校があっても良いのではないかと思います。
- ◆ 設置や運営においては税金が使われると思うが、外国籍の方々を対象とした場合、誤解や偏見を持つ県民の同意を得られるように必要性や趣旨について情報を発信していくことが必要ではないでしょうか。
- ◆ スタートさせることが大事。とにかく速やかに。

(参考) 夜間中学セミナーポスター

夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会

夜間中学セミナー

「今からでも学びたい」
前向きな気持ちに応える中学校があります。
「夜間中学の学びとは」
みんなで考えてみませんか？

会場 平成29年12月16日(土) 午後1時30分～午後4時30分
日時 日立システムズホール仙台(仙台市青年文化センター)
2階交流ホール 仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5

プログラム

第1部 午後1時45分～午後2時45分
 基調講演 大類由紀子氏(文部科学省初等中等教育局教育改革室室長補佐)

第2部 午後3時～午後4時20分
 パネルディスカッション「夜間中学の学びとは」
● パネラー
大類 由紀子氏(文部科学省初等中等教育局教育改革室室長補佐)
黒川 優子氏(前東大阪市立布施中学校教諭)
須田 登美雄氏(足立区立第四中学校教諭)
工藤 鹿一氏(北海道に夜間中学をつくる会の共同代表)
中澤 八榮氏(仙台自主夜間中学代表)
● コーディネーター
江口 怜氏(東北大大学高度教養教育・学生支援機構特任助教)

申込

定員 約150名(入場無料)
 申込方法 電話、ファクシミリ、メールにて申込みください。
 申込は、平成29年12月15日(金)までにお願いします。
 申込・問合せ先
宮城県教育庁高校教育課教育指導班
電話 022-211-3624
FAX 022-211-3696
メール ko-kyou@pref.miyagi.lg.jp

<http://www.pref.miyagi.lg.jp/koishi/kyouyou/yakusuu.html>

お願い

御来場の際にはバス・地下鉄等の公共交通機関を御利用ください。
 地下鉄南北線 仙台駅から市営地下鉄南北線・泉中央方面行き 10分、「旭ヶ丘駅」下車、東1番出口より徒歩3分。
 仙台市営バス バス停「旭ヶ丘駅」より徒歩2分

主催 宮城県教育委員会 仙台市教育委員会

6 文部科学省主催会議参加報告書

(1) 平成29年度夜間中学説明会

イ 期日 平成29年8月7日(月)

ロ 会場 文部科学省第二講堂

ハ 内容

○ 開会挨拶 初等中等教育局長 高橋 道和 氏

◆ 平成28年12月に成立した教育機会確保法の趣旨、平成29年3月に文部科学省から示した基本指針の内容を周知し、夜間中学の設置を促すことを目的に本説明会を開催することとした。本日56名に参加いただいた。

◆ 現在、約1,700名が夜間中で学んでいるが、全都道府県の2割にしか夜間中学が設置されていない。文部科学省から示した基本指針では、すべての都道府県に1つの夜間中学等を設置することを記している。都道府県教委のリーダーシップにより、夜間中学の設置に向けて強く進めていただきたい。

○ 行政説明 教育制度改革室長 常盤木 祐一 氏

◆ 夜間中学は、終戦後の混乱期に生活困窮のため就労と余儀なくされた学生生徒が多く存在していたことを受けて制度化されたものであり、時代の変化とともにその役割は大きく変化し、現在では義務教育未修了の学齢超過者や外国籍で日本語の学習を希望する者が主な対象となっている。法的には、通常の中学校の制度と同じ枠組みの中で設置することが可能である（学校教育法施行令第25条）。

◆ 各県市において夜間中学に対するニーズがないとの声をよく聞くが、平成22年度の国勢調査において学歴調査をした際に、義務教育未修了と回答した数が全国で12万人に及んでいる。調査では、小学校・中学校の区別なく質問しており、少なくとも全国で12万人は未修了者がいると考えている。そういう状況を受けて、自主夜間中学等が複数設置されている自治体もある一方で、まったく設置されていない自治体も多く見られる。また、平成27年度調査によれば不登校の児童生徒は全国で12万人以上いることが分かっており、不登校のままで中学校の配慮により卒業した生徒に対する学ぶ機会をどのようにするかが課題となる。全国的にみて潜在的な需要はあると考えられる。

◆ 教育機会確保法第14条では、各自治体において就学の機会を講ずることが義務付けられているが、この法律自体がニーズがあることを前提に成立していることを理解いただきたい。

◆ 平成29年3月に示した基本指針では、法律の趣旨を受けてすべての都道府県に少なくとも1つの夜間中学等を設置することを求めていた。また、制度改正により、都道府県立とする場合には教職員給与の3分の1を国庫負担とすることや、不登校の学生を受け入れることも可能とした。また、夜間中学には多様な生徒の

実情に応じて特別な教育課程を適用することも可能とした。ただし、学齢生徒を受け入れる場合には、不登校特例校の申請が必要となる。

- ◆ 文部科学省としては、設置促進事業として今年度2,000万円の予算を確保し、委託事業を展開しているが、まだ予算に余裕があるので、今後検討される自治体があれば相談いただきたい。また、今年度予算をベースに来年度の概算要求にも盛り込んでいきたいと考えている。
- ◆ 資料2は、関係自治体の協力により今年3月に文部科学省がニーズ調査に係る調査研究を行った際の結果をまとめたものである。それによれば、年代が高くなるにつれ、夜間中学があつた方がよいと回答する割合、及び夜間中学に通ってみたいと思うと回答した割合が高くなる傾向が見られた。今回の調査は、期間が短かったが、調査期間を長期化させることで潜在的なニーズを掘り起こしていることや、広報などにより夜間中学の認知度を上げてニーズを掘り起こすことが必要であることなどが、調査委託者から報告されている。これらを参考にしながら、各自治体で工夫を凝らしてどのような調査方法が適切か検討いただきたい。

○ 事例発表

- ◆ 市川市教育委員会義務教育課長 小倉 貴志 氏

千葉県唯一の夜間中学で、大洲中学新設にあわせて開級した。住民の夜間中学設置の陳情があり、市から県に要望し実現した。設置の際の必要書類としては、昼間学級と併せての開設であったため、特に夜間中学のみの申請はなかった。設置に当たっては、市の広報誌などに掲載し住民に広く広報した。校舎は昼間学級とは別棟の教室を使用している。入学資格としては、千葉県民であること、学齢期を超えていることとしている。市外の場合には、当該市町村長の副申書を求めている。入学に際しては、直接面談をして決定しているが、外国人は短期滞在の場合、中長期のビザが取れるようになってから許可している。また、日本語習得を目的としている場合には、教科が主たる目的であることを説明し、民間の日本語教室を勧めている。ほとんどが高校進学を目的とした生徒であり3年生からの編入が多い。現在24名の生徒が在籍しているが、ほとんどが外国籍で日本国籍が3名いるが、もともと外国籍の生徒である。卒業後は、多くの生徒が定時制高校に進学している。実際の授業は、学年に関係なく習熟度別に実施しており、通常の教科書に加えて、手作り教材を使用している。教職員は、県費負担職員として教頭1名（加配）、本務教員3名で、他の加配措置はない。免許外の授業は免許外申請を行って対応している。そのほかに市費職員として、補助員、通訳講師を任用している。他市からの費用負担は求めていない。課題として、設置自治体の費用負担、養護教諭未設置状態の解消、遠方からの通学生徒の安全確保などが挙げられる。

◆ 世田谷区立三宿中学校長 牧野 英一 氏

世田谷区立三宿中学校では、通常学級と日本語学級に分かれ、外国人は日本語学級で日本語の習得を第一とし、その後、通常学級で学ぶシステムとなっている。経費として給食費や教材費を生徒に負担してもらうが、ほとんどの生徒が就学援助を受けて賄っている。授業は、午後 5 時 25 分から始まるが、昼間学級の生徒の部活動や施設開放で利用する一般の方と時間的にかち合うことになり、防犯上課題があると認識している。現在 28 名が在籍しており、居住地としては、12 区、5 市、3 県通学している。世田谷区の次に就業地の関係で新宿、池袋が多い。ほとんどが外国籍であるが、中には小・中学校で学校に通えなかった生徒もいる。それらの生徒も夜間中学で学習できている。教職員は、副校長 1 名（加配）、本務教員 8 名（うち再任用 2 名、新採 1 名）となっている。始業前の補習には講師をつけている。教員配置については、公募制人事などを取り入れることができればよいと考えている。通学のことを考えれば、夜間中学にセンター的機能を持たせて、サテライト制を導入することも考えられるのではないか。

○ グループ協議

◆ 各自治体からの話題提供

- ・松戸市 平成 31 年度夜間中学設置の予定。廃校となった小学校を利用して、分校方式で開校する。現在、議会との調整、中学校長会への設置説明などを行っている。ほとんど前例がないので、どのような手続きなどが必要か研究している。
- ・東京都 基本的に市町村教委が対応している。年 1 回、連絡協議会、訪問指導を行っている。
- ・世田谷区 区教委は既卒者からの相談を受け付けている。外国籍の者が増えており、最終学歴の確認が難しい。昼間学級の不登校生徒の受け入れについても要望があるが、実際には受け入れは難しい。
- ・広島市 市内に 2 校設置。外国人が 9 割を占めている。

◆ 協議

- ・クラス編成や教育課程など、新設の場合、何を根拠に進めていかばよいか検討がつかない。通学区域についても、市立中学校に他自治体の生徒を受け入れることについてどのように説明すべきか、議会対応等、困難を感じる。既存の夜間中学のほとんどは戦後まもなくの設置であり、ほとんどが慣例として認められてきていることが多い。
- ・東京都では、居住地だけなく在勤、在学地も含めて入学を認めている。
- ・広島市では、広島市内在住者に限って入学を認めている。他の市町はあまりニーズがない。広島市立の 2 校のうち、双葉中は外国人が 100 %、観音寺中が約 95 % である。日本語の指導員を付けて日本指導にあたっているが、教員が中国語やネパール語を勉強しながら授業している。入学受け入れにあたっては、日本語教室ではなく、あくまでも中学校であることを説明している。
- ・他市町村との費用負担の覚書や協定の締結にあたっては、県教委がリーダーシッ

プを發揮してほしい。

- ・世田谷区では、各教科を基礎と発展、日本語学習を基礎と発展に分けて授業を開いている。広島市でも習熟度に分けて授業を実施しており、上位クラスは教科書、下位クラスは自主教材を用いている。いずれもほとんどの教科で免許外で授業を行っている。教科としての専門性が問わることはほとんどない。場合によつては、小学校の教科書を用いて教えることもある。

○ まとめ

文部科学省として、夜間中学設置を重要視していることが改めて伝わった。今回の事例発表及びグループ協議から、どの自治体も夜間中学に対するニーズ調査をどのように進めるべきかについては相当な困難を感じていることが分かった。本県においても文部科学省の調査結果を踏まえ、仙台市と協力しながら具体的なニーズの掘り起こしを進めていく必要があると思われるが、夜間中学の広報と併せて潜在化したニーズの掘り起こしを市町村教委の協力を得ながら行っていきたい。

また、全国的に在籍者に占める外国人の割合が増加している中で、日本語習得のみを目的とした生徒の受け入れの在り方や、母国での義務教育修了状況の確認などの入学審査の在り方についても、今後検討すべき課題であるとの認識を持つことができた。

本年度の共同調査研究会において、教育課程の在り方、教員配置に関するなどを検討することとしているが、今回の研究会で得た情報に加えて、先進校や設置を予定している自治体からの情報をさらに入手し、設置に向けた課題の抽出とその解決方法を検討していきたい。

(2) 平成29年度夜間中学新設準備連絡協議会

イ 期日 平成30年1月22日（月） 13：30～16：30

ロ 文部科学省5F7会議室

ハ 内容

○ 開会挨拶 初等中等教育企画課長 森 孝之 氏

- ◆ 教育機会確保法第14条によりすべての自治体が必要な措置を講ずることが求められており、第15条で協議会を設置することができることになっている。現在、夜間中学は全国で31校しかない現状であるが、各自治体に設置し教育を受ける機会を確保していただきたい。
- ◆ 設置に向けては、ニーズ把握、人事配置、設置場所、設置主体など、多くの課題があることが報告されている。本日はそれらの課題を共有し、設置を推進するための情報収集の場としていただきたい。

○ 各自治体からの報告

◆ 宮城県・仙台市

- ・共同調査研究会を設置し、既設の夜間中学の視察等をとおして、設置に向けた研究会としての方向性を取りまとめることとしている。

◆ 福島県教育委員会

- ・平成27年度から調査を進めている。平成29年度には、教育庁内にWGを設置し、県立中学として設置する方向で検討を進めてきたが、財政サイドから県立とすることについての理解が得られず検討が進んでいない。
- ・昨年11月に市町村教委関係者向けにセミナーを開催した。現在は県教委と市町村教委から構成される設置検討委員会を設置し、協議を進めている。
- ・夜間中学のニーズを把握するために、チラシやポスターを作成し、ハローワーク、日本語学校、各公所へ設置している。

◆ 埼玉県教育委員会

- ・平成31年度に川口市に夜間中学が設置されることを踏まえて、県教委として支援に取り組んでいる。局内に設置検討委員会とWGを設置するとともに、川口市教委との連携協議会で話し合いを持っている。また、12市町を基にした協議会を開催し、関係市町の応分負担について協議している。
- ・設置に向けてガイドライン的な資料も必要であると考えている。

◆ 川口市教育委員会

- ・市長が夜間中学設置を表明したところから、設置に向けた準備を進めているが、検討チームなどは設置していない。全国に誇れる斬新な夜間中学をつくる方向で準備を進めている。ニーズ調査では、300人から通ってみたいと回答があり、そのうち約80人が日本人であった。既存の中学校には空き教室がない。市立高校が閉校となる予定であるため、まずはその施設を利用したいと考えている。その上で平成33年度からは新しい施設を作る方向で準備を進めている。

◆ 松戸市教育委員会

- ・教育長が夜間中学設置の方針を打ち出し、平成31年度の開校を目指して準備を進めている。千葉県内にはすでに大洲市に夜間中学があるため県教委の支援が得られていない。
- ・現在、廃校施設を暫定的に利用し、分校方式で設置する方向で関係機関と協議している。
- ・10月からニーズ調査のためのアンケートを実施しているが、未だ夜間中学に対する認知度が高くないという印象がある。
- ・県教委からの支援がない中で、人事決定のプロセスも見えず、市の費用負担が多くなっている。協議会の設置も検討されていない状況で、応分負担をどうすべきか全く見えない。

◆ 神奈川県教育委員会

- ・全市町を対象に連絡協議会を設置していたが、さらに興味のある市町を対象に検討協議会を設置して設置に向けた協議を進めているが、市町単独での設置は難しいとの課題もある。
- ・ニーズがわからなければ首長部局への働きかけも難しい。そのため、12月からアンケート調査を実施している。

- ・現在県内の2市で前向きに考えているが、政治的に難しい部分もある。
 - ◆ 高知県教育委員会
 - ・検討委員会を設置し、広報及びニーズ調査のためにアンケートを実施している。
1700部を配布し、回答数が580部程度、そのうち有効と思われる回答が190部程度であった。
 - ・年度内には検討委員会としての方向性を示したい。
 - ◆ 熊本県教育委員会
 - ・平成27年度から委託を受けて調査研究に取り組んでいる。
 - ・まずは府内での理解が必要であるため、府内に検討委員会を設置している。その中には社会福祉部局にも入ってもらっている。
 - ◆ 沖縄県教育委員会
 - ・戦中・戦後の混乱の中で義務教育を受けることができなかつた方のために、県教委から自主夜間中学へ委託してきた。現在、未就学者だけでなく、不登校生徒が多くいることも踏まえて、何ができるかを考えていきたい。設置主体をどうするか、自主夜間中学への支援をどうするのか、本年度中に課題を整理する予定である。
- 行政説明
- ◆ 設置に係る手続きについて
 - ・夜間中学についての法的根拠は、学校教育法施行令第25条となる。既存の中学校に夜間学級として設置する場合は、都道府県教委に届けること以外に特に新たな条例の整備等は必要ない。ただし、分校とする場合には、1つの学校を設置することと同じ扱いとなるので、設置条例等の整備が必要となる。
 - ◆ 教育機会確保法第15条の協議会の在り方について
 - ・通学困難な地域への対応や設置主体等の課題も多くあると思われるが、協議会の活用で解決を図ることも一つの方法である。現在ほとんどの夜間中学では県内全域から生徒を受け入れている。今後設置する際に、設置市在住者ののみの受け入れとすることは難しいと考えている。
 - ・都道府県教委と関係自治体が調査をしながら協議していくことが求められる。
 - ・首長を巻き込みながら協議会を開催することはハードルが高いと思うが、類する協議会は比較的作りやすいのではないか。地理的に通うことが困難な地域への対応についてもその中で検討してもらいたい。
 - ◆ 多様な生徒の受け入れについて
 - ・時代とともにニーズは変わっていく。小中学校にほとんど通っていない生徒の実質的な学びの保障、不登校生徒の就学の機会をどう保障するか。京都市立洛友中学校の取組等も参考にしてもらいたい。
 - ◆ ニーズ調査について
 - ・直接のニーズを把握することは難しい。夜間中学、自主夜間中学に通っている生徒に対して夜間中学のことを知った経緯や通うことになったきっかけなどを

調査し、周知方法やニーズの掘り起こしに役立てたい。

◆ 施設設備について

- ・神戸市立兵庫中学校北分校では、兵庫中学校に隣接していた小学校の空き教室を活用して開設された。設置に当たっては、空き校舎や空き教室を利用することを検討することも必要である。また、交通の便のいいところを考えていくことも大切である。
- ・生涯学習施設を活用することも可能であるが、中学校設置基準を満たすことが必要となる。

◆ 教育課程について

- ・義務教育段階の教育を保障することが夜間中学設置の趣旨である。生徒の実態に応じて小学校の学習内容も入ってくる。夜間中学校の教育課程の特例については、校長の判断で可能であり、文部科学省への申請は不要である。校長が必要と認めれば、小学校の教科書を無償配布することも可能である。生徒の実態に応じた指導をしていただきたい。
- ・不登校となっている学齢生徒を受け入れることも可能である。その際には、児童生徒課に特例申請する必要がある。

◆ 教員配置について

- ・給与負担法の改正により、都道府県立でも国庫負担（1／3）の対象となった。2／3は地方財政措置となる。基礎定数は従来どおり標準法に基づくが、域内での定数管理は自治体の判断となる。都道府県や政令市に権限があるので、関係部署と連携しながらヨコのつながりを大切にしてもらいたい。なお、日本語指導に課題のある生徒への指導については、これまで加配措置としていたが、新たに基礎定数化した。生徒18人に1人の配置となる。夜間中学にも適用されることになる。

○ まとめ

平成31年度に開校を控え準備を進めている埼玉県川口市、千葉県松戸市の準備状況や開設に向けた苦心、県教委との関係等を聞くことができる良い機会であった。また、行政説明からは、夜間中学設置に向けた制度的な面での詳しい解説があり、今後共同調査研究会での最終まとめを行っていく上で参考になった。